

障害者福祉

障害者福祉は、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会」を目指し、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、発達障害者支援法、児童福祉法等の各種法令に基づいて広範な対応が図られてきました。

平成23年の障害者基本法の改正により障害者の定義が見直され、それまでの身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）の他に、「その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされました。

平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25年4月からは障害者自立支援法が改正され、新しく「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、新たに障害者の範囲に難病等が加わりました。

続いて、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月に施行されました。また、平成18年に国連で採択された「障害者権利条約」の推進に向けた法整備を受け、平成26年1月に国は「障害者権利条約」を批准しました。

都では、平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行し、障害のある方が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮の提供を行うことを義務づけています。

豊島区では、平成30年12月に、手話に対する理解と多様な意思疎通手段を使えるよう進めていくため、「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条約」が成立し、平成31年4月から施行されました。

また、令和6年3月に「豊島区地域保健福祉計画」を策定し、個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまちの実現を目指しています。

本計画の障害者分野の具体的計画として、令和6年度を初年度とする豊島区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定し、障害者・児が地域で自立した生活が送れるよう、なお一層の支援体制の推進を図っていきます。

1. 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画…	109
2. 豊島区障害者地域支援協議会……………	109
3. 障害者虐待防止対策支援事業……………	110
4. 発達障害者支援事業……………	110
5. 社会参加・交流等……………	111
(1) 障害者福祉のしおりの発行……………	111
(2) 障害者広報の発行……………	111
(3) スポーツのつどい、ふくし健康まつり……………	111
(4) 団体助成……………	111
(5) 障害者文化活動推進事業……………	111
6. 相談・指導……………	112
7. 相談員制度……………	113
(1) 身体障害者相談員……………	113
(2) 知的障害者相談員……………	113
8. 手帳の交付……………	114
(1) 身体障害者手帳……………	114
(2) 愛の手帳（東京都療育手帳）……………	115
9. 手当・年金……………	116
(1) 障害児福祉手当（国制度）……………	116
(2) 特別障害者手当（国制度）……………	116
(3) 福祉手当（経過措置：国制度）……………	117
(4) 心身障害者福祉手当……………	117
(5) 難病患者福祉手当……………	118
(6) 重度心身障害者手当（都制度）……………	118
(7) 心身障害者扶養年金（都制度）……………	119
(8) 心身障害者扶養共済制度（都制度）……………	119

《日常生活への援助》

10. 障害者就労支援事業	120	32. 障害者等歯科診療事業	138
11. 障害者総合支援法	122	33. 障害者グループホーム等支援事業	139
12. 自立支援医療（更生医療）	128	34. 視覚障害者の情報・ コミュニケーション支援事業	139
13. 補装具費の支給（購入・修理）	128	35. 身体障害者手帳に係る診断書等経費助成	139
14. 日常生活用具と住宅設備改善費の給付等 （地域生活支援事業）	129	36. 中等度難聴児発達支援事業	140
15. 重度身体障害者等緊急通報システム	132	37. 成年後見制度利用支援事業 （地域生活支援事業）	140
16. 重度脳性麻痺者介護事業	132	38. 事業重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・ 就労等支援事業	140
17. 車椅子の貸与	133	《障害者向け住宅提供》	
18. 補助犬の給付	133	39. 区営・区立福祉住宅	141
19. 手話通訳派遣事業（地域生活支援事業）	133	40. 高齢者世帯等住み替え家賃助成	141
20. 福祉電話	133	41. 安心住まい提供	141
21. 点字図書の給付（地域生活支援事業）	133	《障害者施設等》	
22. おむつの支給・購入費助成	134	42. 東部・西部障害支援センター	142
23. 寝具類の洗濯・乾燥サービス	134	43. 心身障害者福祉センター	142
24. 理美容サービス	134	44. 目白福祉作業所	146
25. 機能回復助成	135	45. 目白生活実習所	147
26. 自動車運転教習費用の補助 （地域生活支援事業）	135	46. 目白生活実習所分室	149
27. 自動車改造費の助成（地域生活支援事業）	135	47. 駒込施設	150
28. リフト付福祉ハイヤー	135	48. 駒込福祉作業所	151
29. 福祉タクシー	136	49. 駒込生活実習所	152
30. 自動車燃料費の助成	137	50. 駒込福祉作業所分室	153
31. 各種料金等の割引	138	51. 福祉ホームさくらんぼ	155
（1）交通機関の料金割引	138	52. 民間通所施設への運営費助成	156
（2）NHK放送受信料の減免	138		
（3）都営交通無料乗車と割引	138		

1. 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉課

豊島区では平成5年2月に、今後10年間に対応を必要とされる障害者施策の総合化・体系化を図るものとして、豊島区障害福祉計画を策定しました。

この計画は、障害者基本法に規定する障害者計画の性格を持つものです。

平成12年度には、障害者計画の評価・点検を行うとともに、具体化すべき施策について「重点的に推進すべき施策について」として取りまとめました。

平成17年3月には、すべての人々が、地域の中で自立した生活が継続できるよう、それを支えるしくみの構築を目指した「豊島区地域保健福祉計画」の中に取り込まれ、保健福祉の総合計画として策定しました。

また、障害者自立支援法制定に伴い、数値目標を掲げた「障害福祉計画」を平成19年2月に策定しました。そして、平成21年度の第2期改定に伴い、地域保健福祉計画と一体化し、平成21年3月に策定しました。

さらに、平成22年度には、「障害者・障害福祉計画推進会議」を設置し、平成24年3月に第3期、平成27年3月に第4期、平成30年3月に第5期を策定しました。

平成30年3月には、第5期の計画と共に障害児支援の一層の充実を図るため、第1期障害児福祉計画を策定しました。その後、令和3年3月に「豊島区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」、令和6年3月に「豊島区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

(1) 計画の位置づけ

「豊島区地域保健福祉計画」の分野別計画に位置付け

2. 豊島区障害者地域支援協議会

障害福祉課

区では、障害者総合支援法第八十九条の三に定める協議会の目的である、「地域の実情に応じた障害者等への支援体制の整備」のため平成25年6月より、豊島区障害者地域支援協議会を設置しました。（平成19年11月に豊島区地域自立支援協議会を設置しましたが、障害者自立支援法から障害者総合支援法に法改正があったため会議名称が変更となりました。）

られ、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定した、区における障害分野の具体的な実施計画です。

(2) 計画期間

令和6年（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間

(3) 計画の対象

障害者・障害児

(4) 基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域とともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

(5) 障害者施策の体系

- 1 地域の支え合いと福祉コミュニティの形成
- 2 包括的な相談支援体制の構築
- 3 障害児支援の充実
- 4 地域生活支援の充実
- 5 就労支援の充実
- 6 権利擁護の推進
- 7 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保及び向上
- 8 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備
- 9 福祉のまちづくりの推進
- 10 文化活動を通じたインクルーシブな社会の推進

〔豊島区障害者地域支援協議会構成員〕

学 識 経 験 者	民 生 ・ 児 童 委 員
事 業 所 関 係 者	障 害 者 相 談 員
就 労 支 援 関 係 者	社 会 福 祉 団 体
教 育 関 係 者	C S W
権 利 擁 護 関 係 者	障 害 当 事 者 他

3. 障害者虐待防止対策支援事業

障害福祉課

〔事業開始：平成23年度〕

平成24年10月、豊島区障害者虐待防止センターを開設し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための環境整備を図り、以下の事業を行っています。

(1) 連携協力体制整備事業

障害者虐待対応機関連絡会議の開催

(2) 家庭訪問等個別支援事業

障害者虐待防止センターにおいて、相談・通報・届出を受理し個別対応を実施

(3) 専門性強化事業

障害者虐待防止センター専門相談の実施啓発

(4) 普及啓発事業

- ・広報への掲載
- ・講演会の開催
- ・パンフレットの配布

【実施状況】

年度	連絡会議	虐待防止センター専門相談
2	1	4
3	1	7
4	1	10
5	1	12
6	1	12

(単位：回)

【障害者虐待防止センター 相談件数（平成24年10月に事業開始）】

(単位：件)

年度	総相談件数	虐待認定件数	虐待の種類（※）			
			養護者による虐待	障害者施設等による虐待	使用者による虐待	その他
2	15	2	2	0	0	0
3	22	6	4	2	0	0
4	20	7	6	1	0	0
5	20	8	4	4	2	0
6	55	5	3	2	0	0

※「障害者施設等による虐待」の中には「使用者による虐待」にも該当する場合があります。

4. 発達障害者支援事業

障害福祉課

〔事業開始：平成23年度〕

発達障害者支援法の施行や、障害者基本法の改正など発達障害者の支援に係る法制度の整備が進んでいます。区では、庁内関係部署の連携、発達障害者への支援の充実を図るために、以下の事業を行っています。

(1) 発達障害者相談窓口（平成30年4月1日より開始）

発達障害について、あらゆる年齢層の当事者・家族からの相談に応じています。

【相談状況】

年度	2	3	4	5	6
	件	件	件	件	件
相談件数	398	440	440	414	434

(2) 啓発事業

一般区民、関係機関職員を対象として、発達障害の理解を深めることを目的に、リーフレットの発行や講演会を開催しています。

(3) ネットワーク事業

発達障害者支援に係る情報の共有、課題の整理・検討を行い、発達障害者支援の促進を図るため、庁内の福祉、保健、教育の各関係部署によるネットワーク会議を設置し、検討を行っています。また、成長、生活の記録をまとめるための「発達サポートファイル」や、関係機関職員向けの「発達障害支援者ガイド」を作成しています。

(4) 心理相談補助事業

区内大学と連携し、豊島区民が発達障害に起因した社会生活上の問題について心理相談事業を利用した場合の利用料の一部を補助しています。

（大正大学カウンセリング研究所・帝京平成大学臨床心理センターにて実施）

【補助実績】

年度	2	3	4	5	6
	件	件	件	件	件
補助件数	206	354	330	492	486

5. 社会参加・交流等

障害福祉課

(1) 障害者福祉のしおりの発行

心身障害者関係の現行諸制度を周知し、利便を図るための手引きとして「障害者福祉のしおり」を毎年発行し、配布しています。

平成23年度・24年度版から音声コードを付けました。

視覚障害者（1、2級）に対しては、平成27年度・28年度版からデジ版のしおりを配布しています。また、知的障害者に対して「わかりやすいふくしのしおり」を作成し、配布しています。

(2) 障害者広報の発行

心身障害者福祉手当等の周知及び利便を図るために「障害者広報」を発行し、配布しています。

(3) スポーツのつどい、ふくし健康まつり

障害者及びその介護者のレクリエーションと一般区民への福祉に対する普及、啓発を目的とした事業です。

◆スポーツのつどい

障害のある方が体を動かすことを通じて、健康の増進と精神のリフレッシュを図るため、千登世橋中学校にてスポーツのつどいを開催しました。

◆ふくし健康まつり

障害福祉関係団体による自主製作品の販売やパラスポーツの体験、遠隔操作ロボットの体験のほか、若い世代への啓発推進を目的にライブイベントなどを行いました。

(4) 団体助成〔事業開始：昭和45年4月〕

区内の心身障害者福祉団体の自主的な活動に要する経費の一部を助成し、団体の円滑な運営と福祉活動の充実・発展を図っています。

<令和6年度助成対象団体>

- ・豊島区障害者団体連合会
- ・豊島区肢体不自由児者を育てる会
- ・豊島区聴覚障害者協会
- ・豊島区手をつなぐ親の会
- ・豊島区盲人福祉協会
- ・きゅりっと
- ・特定非営利活動法人アフタースクールの会
- ・スノードロップ楽団
- ・NPO法人 SUPLIFE

(5) 障害者文化活動推進事業

障害者美術展 ～ときめき想造展～

障害者の社会参加の意欲を高め、障害者への理解を深めるため、区内在住・在学・在勤等の障害者の制作した美術作品を集め、美術展を開催しています。

令和6年度実績

開催期間 令和7年3月5日（水）～9日（日）

会 場 本庁舎としまセンタースクエア

出 品 数 85点

オンラインも同時開催。

6. 相談・指導

障害福祉課

心身障害者に対する相談・指導は、障害の種類や程度、家庭の状況など、極めて多種多様なため、専門的な知識と技術を有する身体障害者福祉司、知的障害者福祉司及び保健師（精神・難病関係）等が行っています。

この中で特に医学、心理学、職能等の科学的判定を必要とする場合には、東京都心身障害者福祉センターに依頼し、その判定に基づいて適切な指導、支援を行っています。

【身体障害者の相談・指導状況】〔事業開始：昭和40年4月 都より移管〕

（単位：件）

年度	手帳について	更生医療	補装具	職業について	在宅について	施設について	医療保健	生活経済面について	日常生活用具	住宅設備改善	交通等の割引	法外事業	その他	計
2	3,663	649	1,339	12	257	65	11	23	970	78	1,512	874	2,425	11,878
3	3,932	676	1,132	14	190	64	8	13	747	61	1,225	829	2,698	11,589
4	2,354	864	1,516	16	244	137	7	403	1,001	154	2,062	486	1,200	10,444
5	2,889	852	1,373	10	174	151	5	345	952	150	2,166	592	1,859	11,518
6	3,618	799	1,474	10	517	171	23	251	896	150	3,209	764	1,884	13,766

【知的障害者の相談・指導状況】〔事業開始：昭和40年4月 都より移管〕

（単位：件）

年度	施設		職親委託	職業	医療保険	生活	教育	居宅サービス	愛の手帳	その他	計
	知障援護	その他									
2	384	67	0	81	93	66	3	296	82	1,625	2,697
3	805	72	0	169	267	312	25	417	196	3,610	5,873
4	394	98	0	74	105	134	6	615	313	4,701	6,440
5	898	143	0	252	87	241	28	598	362	4,628	7,237
6	984	123	0	88	120	78	11	288	310	5,746	7,748

【精神障害者の相談・指導状況】〔事業開始：平成20年4月 保健所より移管〕

（単位：件）

年度	関ス福祉の利便性向上に努める	障害者の権利擁護に努める	健康増進に努める	不安定な生活の解消に努める	保護・支援に努める	家族関係の改善に努める	就業・生活の支援に努める	生活の安定に努める	就業・生活の支援に努める	就業・生活の支援に努める	就業・生活の支援に努める	就業・生活の支援に努める	その他	計
2	1,793	229	145	539	2	60	46	124	226	74	12	0	0	3,250
3	2,021	160	214	443	3	48	32	92	201	82	15	0	0	3,311
4	2,338	72	189	937	25	108	120	179	210	219	46	76	76	4,519
5	2,383	558	198	2371	6	317	385	385	964	418	76	80	80	8,548
6	2,853	421	319	1810	4	119	258	723	603	153	25	34	34	7,332

【難病患者等の相談・指導状況】

（単位：件）

年度	関ス福祉の利便性向上に努める	障害者の権利擁護に努める	健康増進に努める	不安定な生活の解消に努める	保護・支援に努める	家族関係の改善に努める	就業・生活の支援に努める	生活の安定に努める	就業・生活の支援に努める	就業・生活の支援に努める	就業・生活の支援に努める	就業・生活の支援に努める	その他	計
2	75	13	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101
3	20	26	36	8	0	2	4	2	0	2	0	0	0	100
4	81	14	19	63	5	9	2	15	2	9	0	1	1	220
5	66	33	25	43	10	8	6	16	2	4	0	5	5	213
6	33	21	8	16	0	1	2	9	3	8	0	1	1	101

7. 相談員制度

障害福祉課

〔事業開始：身体障害者相談員 昭和42年度、知的障害者相談員 昭和43年度〕

(1) 身体障害者相談員

身体障害者の更生援護の相談に応じ、必要な援護を行うため、原則として身体障害者の中から身体障害者の福祉増進に熱意をもち、奉仕活動ができる人を、区長が委託（任期2年）し、次のような活動を行っています。

- ① 身体障害者の地域活動の推進
- ② 身体障害者の更生援護に関する相談・指導及び関係機関に対する協力
- ③ 身体障害者に対する認識と理解を深めるための活動

【 身体障害者相談員（5名） 】

（令和6年度）

氏 名	委 託 実 績	住 所	電 話 番 号	備 考
永 由 優 子	令和6年7月～	長崎	3958-0173	視覚
高 橋 義 則	令和6年4月～	南長崎	3950-8964	肢体
佐 藤 修	平成24年4月～	駒込	FAX 5974-5846	聴覚
秋 次 法 子	令和6年4月～	西巣鴨	FAX 3910-8730	聴覚
武 井 悦 子	令和2年6月～	北大塚	080-6521-8001	視覚

(2) 知的障害者相談員

知的障害者の更生援護に関し相談に応じ、必要な指導助言を行うため、知的障害者の保護者など、知的障害者の福祉増進に熱意を有し奉仕活動のできる人を、区長が委託（任期2年）し、次のような活動を行っています。

- ① 知的障害者の家庭における療育・生活などに関する相談に応じ、必要な指導・助言
- ② 知的障害者の施設入所、就学、就職などに関する関係機関への連絡
- ③ 知的障害者に対する認識と理解を深めるための活動

【 知的障害者相談員（4名） 】

（令和6年度）

氏 名	委 託 実 績	住 所	電 話 番 号
早 川 光 代	平成12年4月～	巣鴨	3915-6238
吉 田 康 二	令和4年4月～	目白	3951-8971
遠 藤 と し 子	令和4年4月～	上池袋	3916-4830
磯 崎 た か 子	平成12年4月～	上池袋	3576-6332（昼） 3916-4769（夜）

8. 手帳の交付

障害福祉課

(1) 身体障害者手帳

身体障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳で、障害の種類、程度により1級～6級に等級が定められています。

【 身体障害者手帳等級別所持者数 】

(令和7年3月末現在)

区分	視 覚 障 害				聴 覚 障 害				音 声 ・ 言 語 障 害			
	65歳 以上	64歳 ～18歳	18歳 未満	小計	65歳 以上	64歳 ～18歳	18歳 未満	小計	65歳 以上	64歳 ～18歳	18歳 未満	小計
1 級	92	55	7	154	15	3	0	18	1	1	0	2
2 級	102	74	1	177	59	67	14	140	0	1	0	1
3 級	12	6	0	18	45	23	4	72	41	5	0	46
4 級	27	12	0	39	122	21	2	145	17	17	3	37
5 級	39	41	2	82	2	1	0	3	0	0	0	0
6 級	11	7	0	18	150	24	6	180	0	0	0	0
計	283	195	10	488	393	139	26	558	59	24	3	86

【 身体障害者手帳所持者数 】〔事業開始：昭和25年4月〕

(各年度末時点)

年 度	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
	人	人	人	人	人	人
2	599	653	98	3,355	2,721	7,426
3	492	569	81	2,719	2,464	6,325
4	489	547	89	2,624	2,442	6,191
5	497	545	85	2,512	2,397	6,036
6	488	558	86	2,423	2,394	5,949

※令和3年度から統計手法を見直し

【 身体障害者手帳等級別所持者数 】

(令和 7 年 3 月末現在)

	肢 体 不 自 由				内 部 障 害				計			
区分	65歳 以上	64歳 ～18歳	18歳 未満	小計	65歳 以上	64歳 ～18歳	18歳 未満	小計	65歳 以上	64歳 ～18歳	18歳 未満	小計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1 級	213	207	32	452	931	407	22	1,360	1,252	673	61	1,986
2 級	265	224	15	504	18	99	0	117	444	465	30	939
3 級	334	145	10	489	168	158	3	329	600	337	17	954
4 級	495	158	4	657	409	176	3	588	1,070	384	12	1,466
5 級	101	79	3	183	0	0	0	0	142	121	5	268
6 級	69	68	1	138	0	0	0	0	230	99	7	336
計	1,477	881	65	2,423	1,526	840	28	2,394	3,738	2,079	132	5,949

(2) 愛の手帳（東京都療育手帳）

知的障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳で、
東京都心身障害者福祉センター（18歳未満の場合は児童相
談所）で判定し、交付しています。

障害の程度は1度（最重度）・2度（重度）・3度（中
度）・4度（軽度）に区分されています。

【 愛の手帳交付状況 】

(各年度末時点)

障害 別	1 度（最重度）			2 度（重度）			3 度（中度）			4 度（軽度）			計		
年 度	18 歳 以上	18 歳 未 満	小 計	18 歳 以上	18 歳 未 満	小 計	18 歳 以上	18 歳 未 満	小 計	18 歳 以上	18 歳 未 満	小 計	18 歳 以上	18 歳 未 満	小 計
元	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	32	6	38	226	54	280	226	55	281	524	101	625	1,008	216	1,224
2	32	5	37	229	56	285	218	57	275	517	96	613	996	214	1,210
3	31	5	36	224	66	290	220	59	279	514	104	618	989	234	1,223
4	31	6	37	223	72	295	218	62	280	519	113	632	991	253	1,244
5	30	4	34	226	72	298	214	65	279	530	138	668	1,000	279	1,279
6	31	4	35	224	77	301	219	74	293	540	173	713	1,014	328	1,342

9. 手当・年金

障害福祉課

(1) 障害児福祉手当（国制度）

区内に住所があり、20歳未満で在宅の重度心身障害児（身体障害者手帳1級程度、愛の手帳1度程度、常時介護を必要とする疾病、精神障害のある者）に対して支給しています。

ただし、施設入所者、障害年金受給者、障害者本人の所得が次表の限度額を超える場合、または扶養義務者等の所得が次表の限度額以上の場合を除きます。

【 所得限度額 】

（令和6年度）

扶養者数	0人	1人	2人	3人	4人
	円	円	円	円	円
本人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
配偶者又は扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000

【 障害児福祉手当支給状況 】〔事業開始：昭和61年4月〕

（各年度末時点）

年度	受給者数						手当額
	外部障害者	内部障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害者	計	
	人	人	人	人	人	人	円
2	20	5	9	1	19	54	14,880
3	22	4	9	1	6	42	14,880
4	24	7	12	1	5	49	14,850
5	16	7	15	1	6	45	15,220
6	17	7	13	1	6	44	15,220

(2) 特別障害者手当（国制度）

区内に住所があり、20歳以上で在宅の重度心身障害者（精神または身体に、より重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者）に対して支給しています。

ただし、施設入所者、3か月を超えて入院している場合、障害者本人の所得が次の表の限度額を超える場合、または扶養義務者等の所得が次表の限度額以上の場合を除きます。

【 所得限度額 】

（令和6年度）

扶養者数	0人	1人	2人	3人	4人
	円	円	円	円	円
本人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
配偶者又は扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000

【 特別障害者手当支給状況 】〔事業開始：昭和61年4月〕

（各年度末時点）

年度	受給者数						手当額
	外部障害者	内部障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害者	計	
	人	人	人	人	人	人	円
2	64	2	41	5	53	165	27,350
3	39	2	45	4	57	147	27,350
4	38	3	48	7	48	144	27,300
5	36	2	48	7	52	145	27,980
6	33	2	48	9	50	142	27,980

(3) 福祉手当（経過措置：国制度）

国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第7条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づき福祉手当制度が障害児福祉手当及び特別障害者手当の2つの手当制度に改正されたためこの2つの制度に該当しない旧福祉手当受給者（身体障害者手帳1級程度、愛の手帳1程度

度、常時介護を必要とする精神障害者）に対して支給しています。

ただし、施設入所者、障害基礎年金受給者、障害者本人の所得が次表の限度額を超える場合、または扶養義務者等の所得が次表の限度額以上の場合を除きます。

【 所得限度額 】 (令和6年度)					
扶 養 者 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
	円	円	円	円	円
本 人	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000
配偶者又は扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000

【 福祉手当経過措置支給状況 】〔事業開始：昭和61年4月ただし従前の福祉手当は50年10月から〕 (各年度末時点)

年度	受 給 者 数						手 当 額
	外部障害者	内部障害者	知的障害者	精神障害者	重複障害者	計	
	人	人	人	人	人	人	円
2	1	0	1	0	0	2	14,880
3	1	0	1	0	0	2	14,880
4	1	0	1	0	0	2	14,850
5	1	0	1	0	0	2	15,220
6	1	0	1	0	0	2	15,220

(4) 心身障害者福祉手当

区内に住所がある心身障害者で、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度所持者、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方に対して、次の2種類に区分して支給しています。

ただし、新規で65歳以上の方、難病患者福祉手当、児童育成手当（障害手当）の受給者および施設入所者を除きます。

第1種手当・・・20歳以上の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方で、

障害者本人の所得が次表の限度額を超える場合を除きます。

第2種手当・・・身体障害者手帳の3級（20歳未満の1～2級も該当）、愛の手帳4度（20歳未満の1～3度も該当）の方で、障害者本人の所得（20歳未満の方は扶養義務者の所得）が次表の限度額を超える場合を除きます。

【 所得限度額 】 (令和6年度)					
扶 養 者 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
	円	円	円	円	円
本 人 (20歳未満の方は扶養義務者)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000

(平成14年8月改定)

【心身障害者福祉手当支給状況】〔事業開始：昭和49年10月〕

(各年度末時点)

年度	第1種手当						第2種手当					
	受給者数					手当額	受給者数					手当額
	身体障害者	知的障害者	脳性麻痺者	進行性筋萎縮症	計		身体障害者	知的障害者	脳性麻痺者	進行性筋萎縮症	計	
2	人 1,488	人 226	人 73	人 2	人 1,789	円 15,500	人 420	人 385	人 1	人 0	人 806	円 8,500
3	1,449	227	72	1	1,749	15,500	397	396	1	0	794	8,500
4	1,399	229	77	1	1,706	15,500	390	398	1	0	789	8,500
5	1,371	231	79	0	1,681	15,500	379	418	0	0	797	8,500
6	1,319	239	76	0	1,634	15,500	368	424	0	0	792	8,500

(5) 難病患者福祉手当

〔事業開始：昭和50年4月〕

区内に住所があり難病と認められた疾病を有する方に対して支給しています。

ただし、新規で65歳以上の方、心身障害者福祉手当、児童育成手当（障害手当）の受給者及び施設入所者を除きます。

所得が次表の限度額を超える場合を除きます。

※令和4年度より、手当額を12,000円から15,500円に変更しました。

【難病患者福祉手当支給状況】 (各年度末時点)

年度	受給者数	手当額
	人	円
2	830	12,000
3	895	12,000
4	936	15,500
5	954	15,500
6	918	15,500

【所得限度額】

(令和6年度)

扶養者数	0人	1人	2人	3人	4人
	円	円	円	円	円
本人 (20歳未満の方は扶養義務者)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000

(平成14年8月改定)

(6) 重度心身障害者手当（都制度）

〔事業開始：昭和48年10月〕

心身に特に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を要する者（①重度の知的障害で、常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者、②重度の知的障害と身体障害のある者、③重度の肢体不自由者で、両上肢下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度の者）に対して支給しています。

ただし、施設入所者、3か月を超えて入院している方及び新規で65歳以上の方は除きます。（所得制限あり）所得が次表の限度額を超える場合を除きます。

【重度心身障害者手当支給状況】 (各年度末時点)

年度	受給者数	手当額
	人	円
2	117	60,000
3	111	60,000
4	111	60,000
5	111	60,000
6	107	60,000

【 所得限度額 】

(令和 6 年度)

扶 養 者 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
本人 (20 歳未満の方は扶養義務者)	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	円 5,124,000

(平成14年 8 月改定)

(7) 心身障害者扶養年金（都制度）

〔事業開始：昭和44年 4 月〕

心身障害者の保護者が、死亡または心身の機能をほとんど喪失した状態になった場合、心身障害者に年金（月額 3 万円／特約付加した場合は 4 万円）を給付。また心身障害者が死亡した場合、保護者に弔慰金・葬祭料（3 万円／特約付加し

た場合は 4 万円）を支給しています。

（平成 19 年 3 月 1 日に制度が廃止されたため、すでに年金を受給している者を除き、加入者の払込金は分割または一括で清算）

【 心身障害者扶養年金加入及び受給状況 】

(各年度末時点)

年度	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人
受給者数	114	109	104	115	109

(8) 心身障害者扶養共済制度（都制度）

〔事業開始：平成20年 4 月 1 日〕

心身障害者を扶養している保護者が加入者となり、加入者が死亡または重度の心身障害者となった場合、心身障害者に終身一定の年金を給付する制度。東京都扶養年金制度の廃止に伴い、都道府県・政令指定都市が条約に基づいて実施している心身障害者扶養共済制度を開始しました。

・加入資格・・・以下のすべての要件を満たす者

- ① 心身障害者の保護者であること
- ② 東京都内に住所があること
- ③ 加入初年度の初日（4 月 1 日）の年齢が 65 歳未満であること
- ④ 特別な疾病や障害が無く、保険契約の対象となる健康状態であること

《日常生活への援助》

10. 障害者就労支援事業

障害福祉課

〔事業開始：平成14年4月〕

(1) 事業の内容

「豊島区障害者就労支援センター」を実施拠点として、障害者の一般就労の機会の拡大を図ると共に、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労支援と生活支援を一体的に提供し、自立と社会参加の一層の促進を図ります。

① 相談事業

障害者手帳をお持ちの方で、一般就労を希望する方や既に就労をしている方を対象に、職業相談、職業準備、職場開拓、職場定着支援等を行っています。

また、社会生活上必要な生活支援も行います。障害者雇用をしている事業主、雇用をしようとお考えの事業主に対し

〈対象者〉

- ・区内在住の障害のある方、指定難病の認定を受けている方
- ・区内在住の障害のある方、難病患者のご家族及び関係者
- ・障害のある方、難病患者を雇用している、または雇用を考えている区内の事業主

て、雇用アドバイスも行います。

利用者の就労意欲の増進と就労定着を目指す為に、余暇支援として、障害別に「就労者の集い」と「にこにこ笑顔会」を隔月で実施しています。

(令和6年度末時点)

区 分	件 数	内 容
就労支援 及び 生活支援	11,760 件	職業相談、就職に向けた準備、職場開拓支援、職場定着支援（企業訪問等）、離職時の調整及び離職後の支援、日常生活支援、安心して職業生活を続けられるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定支援

② 就労促進支援事業

一般就労を希望する障害者手帳をお持ちの方、現在就労している方、復職を目指している方を対象に、個々の状況に合

わせて就労支援を行います。

(令和6年度末時点)

区 分	件 数	内 容
就労前支援	1,471 件	職業相談、就職準備支援、職場開拓支援、職場実習支援、面接対策（履歴書等作成支援、模擬面接、面接同行）

【 就労支援事業利用者の新規就職者数 】

(各年度末時点)

年 度	建設業	製造業	ガス・電気・業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食・宿泊業	医療・福祉	学習支援・教育・	その他	合 計
元	1	0	0	12	3	2	2	1	4	3	3	38	69
2	4	6	0	4	1	11	1	2	5	3	3	20	60
3	1	7	1	7	0	2	1	2	1	8	2	20	52
4	1	1	0	10	0	2	0	1	5	3	1	13	37
5	1	4	0	3	2	2	2	2	1	4	2	8	31
6	0	3	0	2	5	4	1	0	2	3	1	17	38

令和6年度その他の業種について：生活関連サービス、ビル管理等

③ ネットワーク業務

豊島区障害者就労支援センターを事務局として、障害者の就労前から就労後の生活をより豊かに営むことができるよう関係機関の連携のもと総合的に支援していきます。

〔活動内容〕

〈ネットワーク会議〉関係機関（下欄参照）の担当者が集まり、情報交換や講師を招き講演会を開催します。（年 1 回）
〈担当者会〉就労に関わる担当者会を開催し、関係機関（下欄参照）の事業所と情報交換を行います。（年 2 回）

民間関係機関（区内日中活動系サービス事業所・地域活動支援センター等）	45 機関
官公庁関係機関（豊島区福祉部関係部署、都内特別支援学校等）	32 機関
豊島区就労支援事業に関係する企業	約 5 企業

令和 6 年度実績

④ 地域開拓促進業務

個人に着目した支援とは別に就労希望者を積極的に掘り起こしていくとともに、企業側に対する障害者雇用へのアプローチを行っていくため、福祉的就労から一般就労という環境整備を進めます。

＜取組内容＞

- ・就労希望者の積極的な掘り起こし
- ・一般就労への働きかけや意識改革
- ・障害者雇用に取り組む企業等への支援
- ・新たな障害者雇用モデル事業の推進

（①遠隔操作型分身ロボット雇用モデル、②超短時間雇用モデル（豊島区版））

⑤ ほっと・サロン事業

主に就労している知的障害者の方を対象に、休日を過ごす場を提供し、障害者同士の交流を通して、就労の定着支援、就労への意欲向上を図ることを目的としています。

対象：豊島区在住で「愛の手帳（療育手帳）」を所持し、就労中の方・就職を目指している方。

11. 障害者総合支援法

障害福祉課

〔事業開始：平成18年4月〕

平成25年4月より、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

主な改正点として、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者（児）の定義に新たに難病等が追加され、難病患者等で症状の変化などにより、身体障害者手帳を取得できないが一定の障害がある方が、障害福祉サービスの対象となりました。

また、平成26年4月より、障害支援区分の創設、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

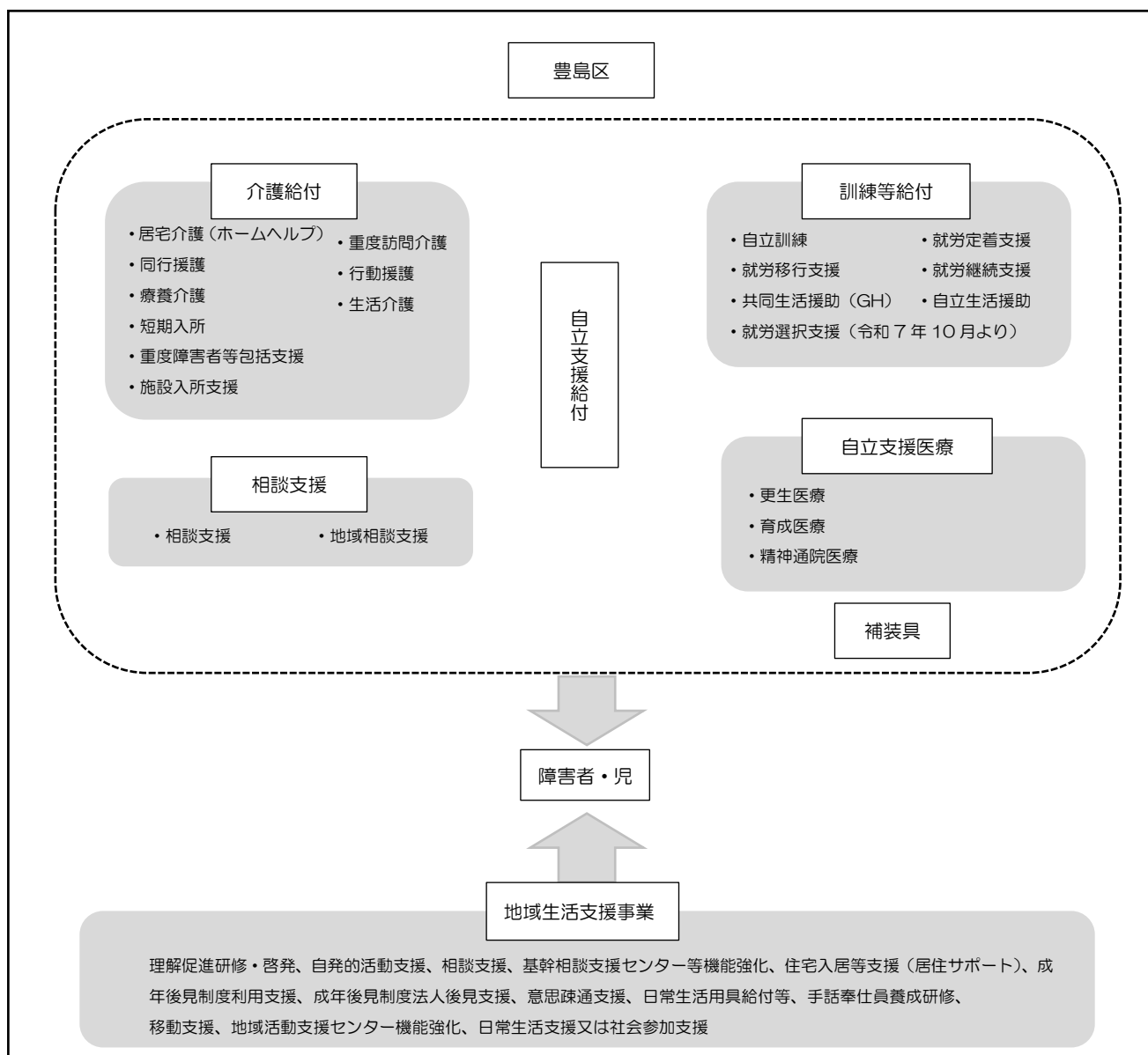
(1) 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービス体系は、全国一律の障害福祉サービスである『自立支援給付』と、実施する各自治体の独自サービスである『地域生活支援事業』から成り立ち、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援しています。

(2) 自立支援給付の概要

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別にサービスが支給されます。自立支援給付は、以下の6つに大別されます。

- ①「介護給付」…日常生活に必要な支援
- ②「訓練等給付」…自立した生活に必要な知識や技術を身につける支援
- ③「自立支援医療」…障害に係る医療費の支援
- ④「補装具費」…必要と認められる補装具の購入費、修理費の支給
- ⑤「計画相談支援給付」…支給決定時のサービス等利用計画及び支給決定後の見直しを行う。
- ⑥「地域相談支援給付」…地域移行支援・地域定着支援の個別給付化



(3) 障害児を対象としたサービス

障害児通所支援は、平成24年度から児童福祉法によるサービスへ変更となりました。

(4) 地域生活支援事業の概要

障害者が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用する方の状況に応じたサービスを提供しています。

(5) 利用者負担

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっています。

自己負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。なお、経過措置として区独自の軽減策を実施している事業もあります。

(6) 障害支援区分認定

平成26年4月より、「障害程度区分」は必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」へ名称・定義が変更になりました。

障害支援区分の認定を要する支給申請をされた方は、区の認定を受ける必要があり、申請に対しては、認定調査の結果と医師意見書等をもとに障害認定審査会に審査判定を依頼します。

非該当について、審査及び判定を行い、認定の有効期間を定めます。

認定の有効期間は3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合には、3か月以上3年未満の範囲で短縮されます。

区は認定審査会の結果に基づき障害支援区分を認定し、申請者に通知します。

有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。

【豊島区障害認定審査会】

障害認定審査会は、区長の附属機関として、障害支援区分認定基準に照らして審査及び判定を行うため、また、区が支給要否決定を行うに当たり意見を聴くために設置されました。障害者の実情に通じた障害保健福祉の学識経験を有する者で構成され、身体障害・知的障害・精神障害・難病等の各分野の均衡に配慮されています。委員の任期は2年です。審査会は5人の委員で構成する2つの合議体が設置され、それぞれの合議体で審査判定業務を行います。

○委員数 10人（令和7年4月1日現在）

○障害認定審査会（合議体）

開催回数 24回（令和6年度）

【審査判定状況】

（各年度末時点）

年度	障害 種別	審査判 定件数	障害支援区分内訳							申請区分内訳		
			非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	新規	更新	変更
2	全 体	250	0	0	50	54	46	28	72	74	169	7
	身 体	89	0	0	5	23	11	12	38	26	63	0
	知 的	115	0	0	14	22	31	15	33	22	87	6
	精 神	46	0	0	31	9	4	1	1	26	19	1
3	全 体	314	0	4	45	78	63	42	82	64	244	6
	身 体	99	0	1	8	34	8	4	44	20	79	0
	知 的	168	0	1	18	29	46	38	36	27	137	4
	精 神	47	0	2	19	15	9	0	2	17	28	2
4	全 体	325	0	3	51	75	68	43	85	60	259	6
	身 体	97	0	1	6	26	13	10	41	24	70	3
	知 的	185	0	2	21	32	55	31	44	17	166	2
	精 神	43	0	0	24	17	0	2	0	19	23	1
5	全 体	338	0	1	53	55	58	44	127	64	265	9
	身 体	117	0	0	11	24	12	12	58	25	89	3
	知 的	173	0	0	16	19	41	30	67	18	149	6
	精 神	48	0	1	26	12	5	2	2	21	27	0
6	全 体	330	0	2	46	74	69	50	89	60	261	9
	身 体	113	0	0	4	36	12	10	51	27	85	1
	知 的	169	0	2	17	25	50	38	37	17	147	5
	精 神	48	0	0	25	13	7	2	1	16	29	3

※障害が重複される場合は、主たる障害により計上しています。

(7) 自立支援給付状況

対象：身体、知的、精神、難病、障害児（18歳未満の者）

※重複障害の場合は、身体＞知的＞精神＞難病の順に優先して計上

【 訪問系サービス 】

年 度	区 分	居 宅 介 護		重 度 訪 問 介 護		行 動 援 護		同 行 援 護	
		延べ人数	時 間	延べ人数	時 間	延べ人数	時 間	延べ人数	時 間
2	身体障害者	1,453	25,617.2	293	80,374.5	0	0	906	18,098.5
	知的障害者	363	4,718.8	6	681.0	2	4	0	0
	精神障害者	448	2,384.8	0	0	0	0	0	0
	障 害 児	84	688.5	0	0	12	490.5	0	0
	難 病	19	140.5	0	0	0	0	0	0
	合 計	2,367	33,549.8	299	81,055.5	14	494.5	906	18,098.5
3	身体障害者	1,473	25,533.5	309	93,270	0	0	1,001	20,678.0
	知的障害者	365	4,572.3	24	4,322	2	5	0	0
	精神障害者	502	2,930.3	0	0	1	10.5	0	0
	障 害 児	56	667.5	0	0	12	868.5	0	0
	難 病	10	40	0	0	0	0	0	0
	合 計	2,406	33,743.6	333	97,592	15	884	1,001	20,678.0
4	身体障害者	1,460	27,672.8	305	93,752.5	0	0.0	973	21,723.0
	知的障害者	369	4,689.0	26	4,893.0	7	81.0	0	0.0
	精神障害者	524	3,020.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	障 害 児	79	773.5	0	0.0	12	1,077.0	0	0.0
	難 病	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計	2,432	36,155.6	331	98,645.5	19	1,158.0	973	21,723.0
5	身体障害者	1,534	30,980.0	294	92,742.0	8	25.0	1,006	23,457.5
	知的障害者	346	4,699.3	36	6,545.0	13	196.0	0	0.0
	精神障害者	539	2,973.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	障 害 児	117	1,386.5	0	0.0	12	1,177.5	0	0.0
	難 病	8	50.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計	2,544	40,089.8	330	99,287.0	33	1,398.5	1,006	23,457.5
6	身体障害者	1,533	33,468.8	282	97,750.0	12	44.5	994	23,982.0
	知的障害者	391	5,269.0	36	6,498.5	22	1,255.5	0	0.0
	精神障害者	505	2,653.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	障 害 児	196	2,405.5	0	0.0	11	1,873.0	11	163.5
	難 病	7	35.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計	2,632	43,831.3	318	104,248.5	45	3,173.0	1,005	24,145.5

【 日中活動系サービス 】

年 度	区 分	生活介護	療養介護	自立訓練	就労移行 支援※1	就労継続 支援※2	短期入所		自立生活 援助	就労定着 支援
		延 べ 人 数					延べ 人数	日 数	延 べ 人 数	
2	身体障害者	人 1,498	人 310	人 104	人 159	人 544	人 160	日 1,221	人 15	人 21
	知的障害者	2,433	12	12	207	1,654	268	2,736	8	54
	精神障害者	110	0	201	623	1,971	0	0	25	274
	障 害 児	0	0	0	0	0	38	175	0	0
	難 病	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	合 計	4,041	322	317	989	4,181	466	4,132	48	349
3	身体障害者	1,472	310	83	122	606	183	1,154	19	30
	知的障害者	2,439	3	17	181	1,738	281	2,664	13	55
	精神障害者	127	0	204	824	2,169	0	0	44	305
	障 害 児	0	0	0	0	0	60	264	0	0
	難 病	0	0	1	0	12	0	0	0	0
	合 計	4,038	313	305	1,127	4,525	524	4,082	76	390
4	身体障害者	1,480	312	34	91	605	200	1,250	19	43
	知的障害者	2,480	0	15	188	1,782	329	2,633	26	53
	精神障害者	110	0	210	841	2,257	4	13	16	319
	障 害 児	0	0	0	0	0	145	809	0	0
	難 病	0	0	0	0	12	0	0	0	0
	合 計	4,070	312	259	1,120	4,656	678	4,705	61	415
5	身体障害者	1,552	315	41	86	648	321	2,104	6	53
	知的障害者	2,520	0	50	153	1,791	378	2,488	21	95
	精神障害者	128	0	234	730	2,188	2	5	15	432
	障 害 児	0	0	0	0	0	185	1,114	0	0
	難 病	0	0	0	4	12	0	0	0	0
	合 計	4,200	315	325	973	4,639	886	5,711	42	580
6	身体障害者	1,527	307	42	90	628	317	1,778	3	39
	知的障害者	2,545	0	67	96	1,823	412	2,959	19	126
	精神障害者	134	0	282	694	2,178	3	11	27	542
	障 害 児	0	0	0	0	0	179	835	0	0
	難 病	0	0	0	9	9	0	0	0	0
	合 計	4,206	307	391	889	4,638	911	5,583	49	707

※1 就労移行支援と就労移行支援（養成施設）の合計実績 ※2 就労継続支援A型と就労継続支援B型の合計実績

【 居住系サービス 】

年 度	区 分	施設入所	共同生活 援助
		延 べ 人 数	
2	身体障害者	725	240
	知的障害者	1,338	1,323
	精神障害者	0	604
	障 害 児	0	0
	難 病	0	0
	合 計	2,063	2,167
3	身体障害者	668	315
	知的障害者	1,295	1,442
	精神障害者	0	623
	障 害 児	0	0
	難 病	0	0
	合 計	1,963	2,380
4	身体障害者	640	335
	知的障害者	1,281	1,582
	精神障害者	0	738
	障 害 児	0	0
	難 病	0	0
	合 計	1,921	2,655
5	身体障害者	635	354
	知的障害者	1,287	1,622
	精神障害者	7	717
	障 害 児	0	0
	難 病	0	0
	合 計	1,929	2,693
6	身体障害者	609	351
	知的障害者	1,339	1,661
	精神障害者	5	703
	障 害 児	0	0
	難 病	0	0
	合 計	1,953	2,715

【 相談支援 】

年 度	区 分	計画 相談支援	障害児 相談支援	地 域 相 談 支 援	
				地域移行支援	地域定着支援
		延 べ 人 数			
2	身体障害者	192	0	0	0
	知的障害者	377	0	3	0
	精神障害者	344	0	23	8
	障 害 児	3	207	0	0
	難 病	3	0	0	0
	合 計	919	207	26	8
3	身体障害者	172	0	0	0
	知的障害者	352	0	0	0
	精神障害者	238	0	29	11
	障 害 児	1	203	0	0
	難 病	4	0	0	0
	合 計	767	203	29	11
4	身体障害者	214	0	1	0
	知的障害者	412	0	0	0
	精神障害者	351	0	28	0
	障 害 児	2	197	0	0
	難 病	3	0	0	0
	合 計	982	197	29	0
5	身体障害者	223	0	1	0
	知的障害者	383	0	0	0
	精神障害者	408	0	2	0
	障 害 児	4	217	0	0
	難 病	5	0	0	0
	合 計	1,023	217	3	0
6	身体障害者	209	0	0	0
	知的障害者	392	0	0	0
	精神障害者	444	0	6	0
	障 害 児	8	228	0	0
	難 病	7	0	0	0
	合 計	1,060	228	6	0

※計画相談支援については「計画案作成」または「計画案作成＋モニタリング」の請求の年間延人数
(モニタリングのみの請求及びセルフプランは含めない)

【 障害児通所支援 】

年 度	区 分	児童発達支援		医療型 児童発達支援 ※ 1		放課後等 デイサービス		保育所等 訪問支援		居宅訪問型 児童発達支援 ※ 2	
		延べ 人数	実日数	延べ 人数	実日数	延べ 人数	実日数	延べ 人数	実日数	延べ 人数	実日数
2	身体障害者	132	1,141	22	149	368	4,659	0	0	12	114
	知的障害者	136	934	0	0	1,004	13,260	4	6	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	76	883	0	0	0	0
	難 病	0	0	0	0	12	114	0	0	0	0
	手帳未所持	1,936	13,511	2	10	861	7,128	11	11	0	0
	合 計	2,204	15,586	24	159	2,321	26,044	15	17	12	114
3	身体障害者	124	1,024	24	183	436	5,252	0	0	12	114
	知的障害者	120	636	0	0	1,019	15,065	14	25	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	60	785	0	0	0	0
	難 病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手帳未所持	2,178	16,008	0	0	1,189	9,662	102	181	0	0
	合 計	2,422	17,668	24	183	2,704	30,764	116	206	12	114
4	身体障害者	104	1,081	3	17	432	5,046	0	0	16	96
	知的障害者	88	894	10	36	1,064	16,259	13	22	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	75	696	0	0	0	0
	難 病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手帳未所持	2,397	16,355	5	16	1,409	10,909	181	336	11	80
	合 計	2,589	18,330	18	69	2,980	32,910	194	358	27	176
5	身体障害者	136	1,185	3	0	435	5,313	0	0	26	137
	知的障害者	160	1,541	0	0	1,135	15,911	40	61	0	0
	精神障害者	0	0	0	0	64	527	4	8	0	0
	難 病	6	26	0	0	0	0	0	0	0	0
	手帳未所持	2,910	19,507	0	16	1,687	13,370	301	537	14	76
	合 計	3,212	22,259	3	16	3,321	35,121	345	606	40	213
6	身体障害者	190	1,758	0	0	642	6,055	0	0	82	291
	知的障害者	163	1,746	0	0	1,799	17,500	35	39	0	0
	精神障害者	26	191	0	0	144	1,616	8	8	0	0
	難 病	9	33	0	0	10	33	0	0	0	0
	手帳未所持	2,803	22,421	3	8	2,017	16,910	551	798	6	38
	合 計	3,191	26,149	3	8	4,612	42,114	594	845	88	329

※ 1 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 15 日公布）により、令和 6 年 4 月より「医療型児童発達支援」を廃止し、児童発達支援に一元化。

※ 2 平成 30 年 4 月 1 日から新設。

【 障害児入所支援 】

年 度	区分	延べ人数	地域区分		契約・措置区分	
			都内	都外	契約	措置
5	福祉型施設	84	36	48	24	60
	医療型施設	41	41	0	5	36
6	福祉型施設	96	60	36	36	60
	医療型施設	48	48	0	12	36

12. 自立支援医療（更生医療） 障害福祉課

【 自立支援（更生）医療の給付状況 】

（各年度末時点）

年度	対象人員	入 院		通 院		合 計	
		延べ人員	金額	延べ人員	金額	延べ人員	金額
		人	円	人	円	人	円
2	483	187	67,743,807	3,347	559,422,137	3,534	627,165,944
3	470	189	63,831,524	3,712	548,029,268	3,901	611,860,792
4	597	153	52,756,843	3,713	489,009,500	3,866	541,766,343
5	492	142	48,878,460	3,349	450,781,718	3,501	499,660,178
6	506	127	40,412,145	3,691	415,328,179	3,818	455,740,324

【 自立支援医療（更生医療）の月額負担上限（18歳以上） 】

原則として、医療費の1割負担（入院時の食費は自己負担）

（平成18年4月1日適用）

区 分		月額負担上限	
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	
低所得 1	区市町村民税非課税世帯で受給者本人の収入が年収80万円以下	2,500 円	
低所得 2	区市町村民税非課税世帯で上記以外	5,000 円	
中間所得	区市町村民税所得割額 3 万 3 千円以上23万 5 千円未満の世帯	医療保険の自己負担限度額	
		重度かつ継続	重度かつ継続以外
	中間所得層 1	区市町村民税所得割額 3 万 3 千円未満の世帯	5,000 円
	中間所得層 2	区市町村民税所得割額 3 万 3 千円以上23万 5 千円未満の世帯	10,000 円
一定所得以上	区市町村民税所得割額23万 5 千円以上の世帯	20,000 円	自立支援医療の対象外

※ 自立支援医療制度の「世帯」とは、受給者と同じ健康保険に加入している者を同一の世帯とみなす。

※ 「重度かつ継続」とは、腎臓・小腸・免疫・心臓（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）機能障害等の者、または高額な費用負担が継続する者。

13. 補装具費の支給（購入・修理） 障害福祉課

〔事業開始：昭和25年4月〕

身体障害者の障害部位を補い、またはその代替をするため、障害の種類、部位に応じた、各種補装具費の支給を行っています。

【 補装具の購入修理状況（国） 】

（令和 6 年度末時点）

種 目	身体障害者福祉法			戦傷病者特別援護法		
	購入	修理	計	購入	修理	計
	件	件	件	件	件	件
義 肢	6	7	13	0	0	0
装 具	55	23	78	0	0	0
座位保持装置	16	10	26	0	0	0
盲人安全つえ	28	0	28	0	0	0
義 眼	2	0	2	0	0	0
眼 鏡	12	0	12	0	0	0
補 聴 器	94	43	137	0	0	0
車 い す	35	47	82	0	0	0
電動車いす	4	39	43	0	0	0
歩行補助杖	12	0	12	0	0	0
そ の 他	2	4	6	0	0	0
計	266	173	439	0	0	0

14. 日常生活用具と住宅設備改善費の給付等（地域生活支援事業）

障害福祉課

〔事業開始：昭和44年4月〕

心身障害者の日常生活を容易にするため、下記一覧のような日常生活用具と住宅設備改善費の給付を行っています。（介護保険の制度が優先されます。）

平成18年10月より障害者自立支援法による地域生活支援事業の日常生活用具と住宅設備改善の給付となりました。障害者総合支援法により平成25年4月から難病患者等の方も対象となりました。

【 日常生活用具・住宅設備一覧 】

区分	種目	対象	級	区分	種目	対象	級
介護・訓練支援用具	特殊寝台(訓練用ベッド含む)	下肢・体幹機能障害 難病等	1・2級	在宅療養等支援用具	音声式体温計	視覚障害	1・2級
	特殊マット(失禁による汚染等は知的障害者も対象)	下肢・体幹機能障害 知的障害、難病等	1級(児童は2級も) 知1・2度		音声式体重計		
	特殊尿器	下肢・体幹機能障害 難病等	1級		音声血圧計	視覚障害	1・2級
	入浴担架(洋式)	下肢・体幹機能障害	1・2級		空気清浄機	呼吸器機能障害	3級以上
	入浴担架(和式)				携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害 肢体不自由	—
	体位変換機	下肢・体幹機能障害 難病等	1・2級		情報・通信支援用具	上肢機能障害 視覚障害	—
	移動用リフト				点字ディスプレイ	視覚障害	1・2級
	訓練イス(児童のみ)	下肢・体幹機能障害	1・2級		点字器		—
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障害 難病等	—	点字タイプライター	1・2級		
	便器(排泄支援用具)	1・2級	視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)				
	頭部保護帽	身体障害・知的障害 精神障害	知1・2度	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)			
	T字杖・棒状の杖	平衡機能・下肢・体幹機能障害・内部障害・難病等	—	視覚障害者用活字文書読上装置			
	移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	下肢・体幹機能障害難病等・平衡機能障害	—	視覚障害者用拡大読書器	—		
	温水温風便器	上肢機能障害・知的障害 難病等	1・2級 知1・2度	視覚障害者用時計(触読式)	1・2級		
	火災警報器	身体障害・知的障害	1・2級 知1・2度	視覚障害者用時計(音声式)			
	自動消火装置	身体障害・知的障害 難病等	1・2級 知1・2度	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害 音声・言語機能障害	—	
	電磁調理器	視覚障害・上肢機能障害・知的障害	1・2級 知1・2度	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	—	
		下肢・体幹機能障害	1級	人工咽頭	音声・言語機能障害 咽頭摘出	—	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害	1・2級	フラッシュベル	聴覚障害 音声・言語機能障害	3級以上	
	屋内信号装置	聴覚障害	1・2級	会議用拡聴器	聴覚障害	4級以上	
	浴槽(湯沸器を含む)	下肢・体幹機能障害	1・2級	携帯用信号装置	聴覚障害 音声・言語機能障害	3級以上	
	音響案内装置	視覚障害	1級	収尿器		—	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害	—	住宅改善費	居宅生活動作補助用具(小規模住宅改修)	下肢・体幹機能障害内部障害(車いす交付)、難病等	1～3級
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等 難病等	3級以上		中規模住宅改修(都種目)	下肢・体幹機能障害内部障害(車いす交付)	1・2級
	電気式たん吸引器	医師が意見書で日常生活上必要と認める者	3級以上		屋内移動設備(都種目)	下肢・体幹機能障害内部障害(車いす交付)	1級
	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者又は在宅酸素療法を受けている者 呼吸器機能障害・難病等	—				

※「—」は障害の等級に関係なく支給されます。

【 日常生活用具の月額負担上限 】 原則として、費用の３％を自己負担 （平成22年４月適用）

区 分	生活保護	低所得	一般
	生活保護受給世帯	区市町村民税非課税世帯の方	区市町村民税課税世帯の方
月額負担上限額	０円	０円	18,600円

【 日常生活用具及び住宅設備改善給付状況 】

種 目		年度 (単位：件)				
		2	3	4	5	6
介護・訓練支援用具	特殊寝台	3	5	4	4	5
	特殊マット	5	7	2	6	7
	特殊尿器	0	0	0	0	0
	入浴担架	1	1	0	1	0
	体位変換器	1	0	1	2	3
	移動用リフト	1	1	1	0	0
	訓練いす（児のみ）	0	0	0	0	0
	訓練用ベッド（児のみ）	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	入浴補助用具	13	8	8	7	12
	便器	0	3	1	1	1
	T字杖・棒状の杖	3	7	0	3	1
	移動・移乗支援用具（歩行支援用具）	5	3	4	11	7
	頭部保護帽	4	6	7	7	11
	温水温風便器	0	0	0	0	0
	火災警報器	1	0	0	0	1
	自動消火器	0	0	0	0	0
	電磁調理器	1	3	0	0	2
	歩行時間延長信号機用小型送信機	1	1	2	2	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	2	5	3	1	0
	浴槽（湯沸器を含む）	0	1	0	0	0
	音響案内装置	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	透析液加温器	4	1	4	3	4
	ネプライザー（吸入器）	4	4	2	6	6
	電気式たん吸引機	11	8	7	10	12
	パルスオキシメーター（平成24年度から対象）	3	7	5	7	1
	視覚障害者用音声式体温計	8	11	6	3	3

【 日常生活用具及び住宅設備改善給付状況 】

種 目		年度 (単位：件)				
		2	3	4	5	6
在宅療養等 支援用具	聴覚障害者用体温計	0	0	0	0	0
	視覚障害者用音声式体重計	8	3	4	2	4
	音声血圧計	8	8	4	5	2
	吸入・吸引器	0	0	0	0	1
	空気清浄機	0	0	0	1	1
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	3	1	0	0	1
	情報・通信支援用具	14	16	11	4	9
	点字ディスプレイ	4	2	4	3	3
	点字器	1	3	1	1	2
	点字タイプライター	2	1	0	0	2
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	8	12	4	8	10
	視覚障害者用活字文書読上装置	3	4	1	2	1
	視覚障害者用拡大読書器	11	6	13	16	7
	視覚障害者用時計	8	7	3	4	5
	聴覚障害者用通信装置	3	4	0	4	2
	聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
	人工咽頭	2	7	4	3	2
	フラッシュベル	0	3	0	0	0
	会議用拡張器	0	0	0	0	0
	携帯用信号装置	0	0	1	0	0
排泄管理 支援用具	ストマ装具	3,909	4,120	4,975	3,111	4,192
	紙おむつ等	172	169	176	143	149
	収尿器	0	0	0	0	0
住宅改善費	居宅生活動作補助用具（小規模住宅改修）	5	2	4	8	3
	中規模住宅改修	3	0	7	1	2
	屋内移動設備	0	0	1	2	1
計		4,235	4,450	5,270	3,392	4,475

移動支援事業（地域生活支援事業）

〔事業開始：平成18年10月〕

屋外での移動が困難な障害者（児）に外出の支援を行い、地域における自立支援及び社会参加を促します。

【移動支援支給内訳】

年度	延べ人数	支給時間
2	549人	15,874時間
3	1,450	20,541
4	1,721	24,307
5	1,887	26,406
6	1,960	25,780

日中一時支援事業（地域生活支援事業）

〔事業開始：平成18年10月〕

障害者（児）を通常介護している方が、一時的に介護できない時に障害者（児）に対して、宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助を行います。

【日中一時支援事業支給内訳】

年度	延べ人数	延べ利用回数
2	55人	469回
3	63	880
4	76	1,104
5	94	1,693
6	90	1,505

15. 重度身体障害者等緊急通報システム 障害福祉課

〔事業開始：平成4年5月〕

ひとり暮らし等の重度身体障害者及び日常生活で注意を要する難病患者が、家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、速やかな援助が受けられるようにします。

※令和7年度より民間警備会社を活用した代理通報方式に変更しました。

【緊急通報システム利用状況】

年度	年度末登録者数	協力員
2	1人	1人
3	1	1
4	1	1
5	0	0
6	0	0

16. 重度脳性麻痺者介護事業 障害福祉課

ひとりで屋外活動が困難な、20歳以上の重度の脳性麻痺者（身体障害者手帳1級）に、外出の付添、その他必要

な用務を行うため、本人が推薦する介護人（家族に限定）に介護を依頼し、手当を支給します。

【重度脳性麻痺者介護人派遣状況】

〔事業開始：昭和53年4月・平成16年7月制度改正〕

年度	登録者数	1か月当たり派遣回数	1日当たり派遣料	派遣延回数	派遣料支給総額
	人	回	円	回	円
2	5	12	6,560	802	5,261,120
3	4	12	6,560	636	4,172,160
4	4	12	6,560	574	3,765,440
5	2	12	6,560	468	3,070,080
6	2	12	6,560	288	1,889,280

17. 車椅子の貸与

障害福祉課

〔事業開始：昭和57年6月〕

心身障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方、または難病の方）で、歩行困難のため通院あるいは各種行事への参加等、一時的に車椅子を必要とする場合、無償で貸与しています。

【 車椅子の貸与状況 】

年度	保 有 台 数 台	利 用 台 数 台
2	11	9
3	11	9
4	16	11
5	12	12
6	12	11

18. 補助犬の給付

障害福祉課

〔事業開始：昭和50年6月〕

都内におおむね1年以上住んでいる18歳以上の視覚障害者（1級）、肢体不自由者（1・2級）、聴覚障害者（2級）で、その属する世帯の所得税課税平均月額が77,000

円未満の方に補助犬を給付しており、その申し込みの受け付けを行っています。平成23年度以降実績なし。（但し平成28年度は申請が1件あったが、申請後の転出により給付実績はなし）

19. 手話通訳派遣事業（地域生活支援事業）

障害福祉課

〔事業開始：昭和58年4月〕

聴覚障害者の社会的活動及び日常生活における様々な問題解決をはかるため、手話通訳者（区の選考会に合格した登録通訳者）の派遣を行っています。

なお、派遣の申込みは、原則として希望する2日前までに行うこととなっています。

【 手話通訳者派遣状況 】

年度	登 録 通 訳 者 数 人	派 遣 件 数 件
2	37	981
3	34	1,244
4	34	1,609
5	37	1,300
6	40	1,320

20. 福祉電話

障害福祉課

〔事業開始：昭和51年4月〕

在宅の心身障害者（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）で住民税非課税世帯の方に電話を貸与し、取付及び取外し等の工事料金を助成しています。

（ただし、65歳以上の方、施設入所者は除きます）

【 福祉電話の貸与状況 】

年度	貸 与 電 話		
	新規設置台数 台	年度末設置台数 台	助 成 額 円
2	0	3	0
3	0	1	0
4	0	1	0
5	0	1	0
6	0	1	0

21. 点字図書の給付（地域生活支援事業）

障害福祉課

〔事業開始：平成4年4月〕

視覚障害者（児）に対し、点字図書による情報の入手を容易にするため、点字図書の給付を行っています。

ただし、年間6タイトル、24巻を限度とし、一般図書として購入した場合の価格相当分は自己負担となります。

【 点字図書給付状況 】

年度	件 数 件
2	11
3	6
4	11
5	9
6	12

22. おむつの支給・購入費助成 障害福祉課

〔事業開始：昭和63年4月（おむつの支給）〕
〔事業開始：平成4年4月（購入費助成）〕
心身障害者（身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者）で、寝たきりまたは失禁状態のため、おむつを必要とする方に対して、紙おむつ（月130枚限度）の支給を行っています。
なお、入院中で病院指定のおむつを使用する場合は、1か月につき8,000円を限度として現金支給を実施しています。（ただし、3歳未満、65歳以上の方、施設入所者、生活保護受給者は除きます）
※令和5年度から、現金支給の限度額を1か月につき6,000円から8,000円に変更しました。

【 おむつ購入費助成実施状況 】

年度	年度末登録者数	助成額
	人	円
2	19	959,301
3	21	650,426
4	16	580,610
5	16	627,738
6	17	841,806

【 おむつ支給実施状況 】

年 度	年 度 末 登 録 者 数	大 人 用				小 人 用		尿取りパッド	
		板 状 式		パ ン ツ ・ テ ー プ 式		パ ン ツ ・ テ ー プ 式			
		支 給 件 数	支 給 枚 数	支 給 件 数	支 給 枚 数	支 給 件 数	支 給 枚 数	支 給 件 数	支 給 枚 数
	人	件	枚	件	枚	件	枚	件	枚
2	176	211	7,646	1,300	62,884	791	68,090	1,112	65,422
3	181	238	8,280	1,391	68,048	862	75,744	1,093	64,383
4	191	244	6,918	1,490	76,382	798	72,284	1,183	68,291
5	200	231	7,102	1,580	86,509	897	76,872	1,213	71,098
6	196	245	7,512	1,690	88,493	835	72,916	1,262	71,343

23. 寝具類の洗濯・乾燥サービス 障害福祉課

〔事業開始：昭和54年4月〕
ひとり暮らし等で、寝たきり等の心身障害者（身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上、難病患者福祉手当受給者、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者）を対象に、快適な日常生活を過ごしてもらうとともに、経済負担の軽減を図るために、寝具類の洗濯乾燥サービスを行っています。
（ただし、65歳以上の方、施設入所者、入院されている方は除きます）
令和7年度より 年間 薬品乾燥 1回
乾燥 12回
水洗い 1回

【 寝具類の洗濯・乾燥サービス実施状況 】

年度	年度末登録者数	薬品乾燥利用回数	乾燥利用回数	水洗い利用回数
	人	回	回	回
2	3	4	9	1
3	2	3	11	2
4	2	2	8	1
5	2	2	8	0
6	2	3	6	1

24. 理美容サービス 障害福祉課

〔事業開始：昭和55年4月〕
理美容店に出向いて理髪を受けることが困難な重度の心身障害者（東京都重度心身障害者手当受給者、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者）に、出張理美容サービスを行っています。（ただし、65歳以上の方、施設入所者、入院されている方は除きます）
※平成17年度より1,400円自己負担を導入
※平成20年度より住民税非課税世帯は自己負担免除
※令和7年度より年間6枚から12枚交付に変更

【 理美容サービス実施状況 】

年度	年度末登録者数	理美容券発行枚数	利用回数
	人	枚	回
2	26	150	63
3	28	154	59
4	29	171	69
5	26	161	50
6	26	156	68

25. 機能回復助成

障害福祉課

〔事業開始：昭和53年6月〕

身体障害者（身体障害者手帳の4級以上の肢体不自由者、難病患者福祉手当受給者、戦傷病者手帳第3項症以上の肢体不自由者）に、健康の回復と向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ等の機能回復術を、区の指定する治療院で受けられる受術券を年間12枚交付（自己負担あり）しています。

※令和4年度より、難病患者の場合、難病患者福祉手当受給者であることが要件となりました。

※令和5年度から、年間6枚から12枚交付に変更しました。

〈区の指定する治療院〉

- ① 豊島区鍼灸按摩マッサージ指圧師会に属する会員
- ② 豊島区鍼灸師会に属する会員

- ③ 東京都指圧師会豊島支部に属する会員

【機能回復助成の実施状況】

年度	受術券 交付者数	受術券 交付枚数	受術券 利用枚数
	人	枚	枚
2	2,154	12,326	1,885
3	2,138	12,430	1,777
4	1,682	9,702	1,552
5	1,512	18,226	3,224
6	1,701	19,711	3,072

26. 自動車運転教習費用の補助（地域生活支援事業）

障害福祉課

〔事業開始：昭和55年5月〕

日常生活の利便、生活圏の拡大、社会復帰の促進に資するため、第一種運転免許取得費の一部を助成しています。

対象者は、次の要件の該当する方です。

- ① 運転免許証の交付を受けた方

- ② 申請日の3か月前から豊島区に住所を有する方

- ③ 身体障害者手帳3級以上の方（内部障害を除く）

- ④ 内部障害4級以上で歩行が困難な方

- ⑤ 下肢又は体幹機能障害4級又は5級の歩行が困難な方

- ⑥ 愛の手帳4度の方

【補助限度額】（平成元年4月改正）

普通 第一種 免許 取得	階層	所得基準額 (前年の所得税額)	補助限度額
	A 階層	0 円	164,800 円
	B 階層	1 円 ～ 42,000 円	144,200 円
	C 階層	42,001 円 ～ 40 万円以下	123,600 円
限定解除		40 万円以下	20,600 円

【自動車運転教習費用の補助状況】

年度	件数
	件
2	1
3	2
4	1
5	1
6	3

27. 自動車改造費の助成（地域生活支援事業）

障害福祉課

〔事業開始：昭和50年9月〕

身体障害者で上肢・下肢1～3級又は体幹機能障害1・2級で、かつ、本人または扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内である方が、自ら所有し運転する自動車を改造（操向装置、駆動装置）する経費の一部を助成します。

【自動車改造費の助成状況】

年度	件数
	件
2	0
3	0
4	0
5	0
6	0

28. リフト付福祉ハイヤー

障害福祉課

〔事業開始：昭和56年7月〕

車椅子使用者や寝たきりの状態の心身障害者が、車椅子・移動寝台車のまま乗降できるリフト付自動車を運行する社会福祉協議会に、運行を委託しています。

（自己負担があります。）

【リフト付福祉ハイヤー利用状況】

年度	利用時間数
	時間
2	1,584
3	1,948
4	1,737
5	1,676
6	1,391

29. 福祉タクシー

障害福祉課

〔事業開始：昭和52年4月〕

心身障害者（下肢機能障害1～4級、体幹機能障害1～3級、視覚障害1～2級、内部機能障害1～3級、愛の手帳1～2度）に生活の利便を図ることを目的として、タクシー券（1か月につき300円券11枚3,300円分・下肢4級の方は1か月につき300円券6枚1,800円分）を交付します。（ただし、自動車燃料費助成との併用はできません。）

ん。生活保護受給者、施設入所者及び長期入院者を除きます。）

※令和4年度より、対象者から「難病患者福祉手当受給者」を除く。また、タクシー券を500円・100円券から300円券に変更（総額の変更はなし）。

【福祉タクシー利用状況】

年度	交 付 者 数 人	交 付 枚 数 枚	利 用 枚 数	
			500 円 券 枚	100 円 券 枚
2	3,890	551,838	157,745	215,950
3	3,991	545,436	167,596	230,676
4	3,185	390,808	300 円 券	
			267,447 枚	
5	3,116	361,037	274,962	
6	3,403	396,403	269,064	

※令和6年度より登録者数から交付者数へ統計手法を変更

30. 自動車燃料費の助成

障害福祉課

〔事業開始：昭和54年4月〕

障害の事由により自動車税又は軽自動車税の減免を受けている自動車の所有者に対して、燃料費の一部を助成します。（ただし、福祉タクシー券との併用はできません。）

助成額は、普通自動車（ガソリン仕様車）1か月2,800円、普通自動車（ガソリン仕様車を除く）・軽自動車・バイク等1か月2,100円を3か月ごとに助成します。

下肢4級の方は、普通自動車（ガソリン仕様車）1か月2,100円、普通自動車（ガソリン仕様車を除く）・軽自動車・バイク等1か月1,400円の助成です。

【 自動車燃料費の助成状況 】

年度	区 分	年度末助成対象者数		1 か月あたり助成額		助成額
		普通自動車 (ガソリン仕様車)	普通自動車 (ガソリン仕様車を除く)・ 軽自動車・バイク等	普通自動車 (ガソリン仕様車)	普通自動車 (ガソリン仕様車を除く)・ 軽自動車・バイク等	
2	(下肢・体幹・内部) 1～3級、視覚障害 1・2級、愛の手帳 1・2度	247	23	2,800	2,100	10,844,400
	下肢4級	63	9	2,100	1,400	
	計	310	32			
3	(下肢・体幹・内部) 1～3級、視覚障害 1・2級、愛の手帳 1・2度	232	25	2,800	2,100	10,445,400
	下肢4級	62	9	2,100	1,400	
	計	294	34			
4	(下肢・体幹・内部) 1～3級、視覚障害 1・2級、愛の手帳 1・2度	218	32	2,800	2,100	9,896,000
	下肢4級	62	8	2,100	1,400	
	計	280	40			
5	(下肢・体幹・内部) 1～3級、視覚障害 1・2級、愛の手帳 1・2度	215	31	2,800	2,100	9,540,300
	下肢4級	64	7	2,100	1,400	
	計	279	38			
6	(下肢・体幹・内部) 1～3級、資格障害 1・2級、愛の手帳 1・2度	213	35	2,800	2,100	9,351,000
	下肢4級	59	9	2,100	1,400	
	計	272	44			

31. 各種料金等の割引

障害福祉課

(1) 交通機関の料金割引

心身障害者と介護人が、ＪＲ、私鉄、航空機、フェリー、有料道路等を利用するに当たり、各種割引制度が行われており、利用の際に身体障害者手帳、愛の手帳等の提示により割引が受けられる場合と、割引証等を必要とする場合があります。

(2) ＮＨＫ放送受信料の減免

心身障害者に対するＮＨＫ放送受信料の減額又は免除に必要な証明書を交付しています。

年度	民営バス 割引証	テレビ受信料 減免証明	有料道路 割引証
	枚	枚	枚
2	76	276	491
3	60	289	426
4	82	267	476
5	108	282	592
6	84	243	641

(注)「民営バス割引」は、介護人を要する場合だけ発行しています。

(3) 都営交通無料乗車券と割引

〔事業開始：昭和39年4月〕

心身障害者等が都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）を利用する場合、全区間の無料乗車券が発行されます。介護人の場合は、普通乗車券・定期乗車券を5割引（都バスの定期券は3割引）で購入できます。

【 都営交通無料乗車券発行状況 】

年度	身体 障害者	知的 障害者	戦傷 病者	原爆 被爆者	計
	人	人	人	人	人
2	981	133	0	4	1,118
3	987	120	0	0	1,107
4	1,060	163	1	5	1,229
5	954	217	0	6	1,177
6	956	169	0	3	1,128

32. 障害者等歯科診療事業

地域保健課

〔事業開始：平成11年4月〕

平成11年4月に豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」（池袋保健所1階）が開設されました。一般の歯科診療所では十分な治療を受けることが困難な心身に障害のある方、または要介護高齢者で当診療所へ通院可能な方を対象に、歯科診療、歯科相談、歯科衛生指導を実施しています。また、在宅要介護の方を訪問し、入れ歯の手入れ方法、歯周病予防の歯磨き方法などの専門的な指導も行います。

対象者 心身に障害のある方及び要介護高齢者で通院可能な方、訪問歯科衛生指導は在宅要介護の方。

【 実施件数 】

年度	診 療 実 績			訪問歯科衛生指導		
	高齢者	障害者	計	高齢者	障害者	計
	人	人	人	人	人	人
2	380	828	1,208	2,043	4,955	6,998
3	393	943	1,336	2,408	4,351	6,759
4	418	909	1,327	2,385	4,695	7,080
5	408	937	1,345	2,197	5,060	7,257
6	442	916	1,358	2,114	4,883	6,997

(延べ受診者数)

33. 障害者グループホーム等支援事業 障害福祉課

〔事業開始：平成5年3月〕

- (1) グループホームの安定的な運営と入居者の負担軽減を図るため、運営費を助成します。
- (2) 障害者グループホーム等の家賃の一部を助成することにより、障害者の地域生活における自立生活を支援します。

区分	年度	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		利用延べ人数	助成施設	利用延べ人数	助成施設	利用延べ人数	助成施設
運営費助成	2	64	7	1,318	60	529	34
	3	63	7	1,411	69	560	33
	4	73	4	1,507	71	614	37
	5	85	4	1,474	71	611	37
	6	70	4	1,486	67	577	36
家賃助成	2	24		760			
	3	12		845			
	4	12		807			
	5	12		837			
	6	12		870			

※23年度より身体障害者の方も対象

34. 視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業 障害福祉課

〔事業開始：平成22年4月〕

- 視覚障害者に対し情報収集や代読・代筆サービスを行うことにより、視覚障害者の地域生活における自立及び社会
- 生活の参加を促進します。事業は社会福祉協議会に委託して実施します。令和6年度末で事業終了。

年度	2	3	4	5	6
ボランティア登録者数	21人	18人	20人	16人	16人
講習会実施回数	0回	0回	1回	1回	2回
講習会参加延べ人数	0人	0人	6人	13名	14名
年度末の利用登録者数	25人	25人	27人	27名	24名

35. 身体障害者手帳に係る診断書等経費助成 障害福祉課

〔事業開始：平成24年4月〕

新規で手帳が交付された住民税非課税世帯の方（生活保護受給者は除く）を対象として、診断書・意見書料を助成します。（上限 3,000 円）

【 身体障害者手帳に係る診断書等経費助成状況 】

年度	助成人数	助成金額
	人	円
2	47	131,271
3	59	154,900
4	57	156,700
5	66	177,542
6	43	120,800

36. 中等度難聴児発達支援事業

障害福祉課

〔事業開始：平成25年7月〕

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【中等度難聴児発達支援事業実施状況】

年度	助成数	助成金額
	個	円
2	6	596,762
3	4	365,268
4	9	1,079,067
5	6	610,820
6	12	931,500

37. 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）

障害福祉課

〔事業開始：平成12年〕

成年後見制度は判断能力の不十分な障害者等に代わり、障害福祉サービスなどの契約を結んだり、身上監護、財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申し立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りがいない等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援します。

年度	2	3	4	5	6
	件	件	件	件	件
区長申立て件数	5	4	4	2	1

38. 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

障害福祉課

〔事業開始：平成30年4月〕

家族等が在宅等で介護を行っている医療的ケアを必要とする重度心身障害児(者)等に看護師等を派遣し、家族等に代わり一定期間のケアを行います。

【重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業実施状況】

年度	年度末登録者数	利用回数
	名	回
2	12	45
3	19	107
4	23	96
5	24	272
6	26	423

住宅に困っている障害者のために、段差をなくしたり、緊急通報装置等を設け、障害者の方が安心して生活できるよう配慮した住宅です。

申し込みができる方は、次のとおりです。

- ① 区内に1年以上在住していること。
- ② 本人または同居親族が障害者手帳等の交付を受けてい

る障害者であること。

(障害の種類、程度は募集ごとに異なります。)

③ 独立して日常生活を営めること。

④ 公営住宅の所得基準を超えないこと。

(月額 214,000 円以下)

【福祉住宅の概要】

名称	所在地	建物・構造	開設年月日	住戸数	区分
南長崎つつじ苑 (高齢者用併設)	南長崎 1-14-9	鉄筋コンクリート 地上 4 階建	H8. 3. 1	単身用 1 世帯用 1	区 立
北大塚つつじ苑 (高齢者用併設)	北大塚 1-33-22	鉄骨・鉄筋コンクリート 地上 11 階建	H9. 4. 16	単身用 1 世帯用 1	区 営

〔事業開始：平成4年4月〕

区内の民間賃貸住宅に住む障害者を含む世帯で、取り壊し等のため転居を求められたとき、または、著しい身体機能の低下により現在の住宅で済み続けることが困難で転居した場合に、基準家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成します。

- ① 取り壊し等による立ち退き要求を受けていること。
- ② 転居前の住宅に引き続き2年以上居住していること。
- ③ 身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上または精神障害者保健福祉手帳3級以上を所持する方を含む世帯。
- ④ 所得基準を超えないこと。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていないこと。

※身体機能低下の場合は、上記④・⑤および身体障害者手帳2級以上であること。

※事前の申請が必要です。

※平成31年4月より、障害者世帯の家賃助成期間が7年間となりました。

【住み替え家賃助成実績】

年度	助成件数
2	7
3	10
4	11
5	16
6	17

〔事業開始：平成4年4月〕

取り壊しによる立ち退き等により、住宅の確保に緊急を要し、現に困窮している障害者を含む世帯の方に対して、区が借り上げている民間アパートの居室を提供します。居室料はアパートの借り上げ料及び所得に応じて決定します。

- ① 区内に引き続き2年以上居住していること。
- ② 独立して日常生活を営めること。
- ③ 所得基準を超えないこと。
(月額所得 214,000 円以下)

【安心住まい提供実績】 (各年度末)

年度	入居者数
2	16
3	16
4	14
5	11
6	15

※福祉総務課入居相談グループへ事前の相談が必要です。

《障害者施設等》

42. 東部・西部障害支援センター 障害福祉課

障害福祉サービスの受付・紹介、計画相談支援、障害児相談支援を実施しています。

【 障害支援センターの概要 】

所 在 地	東部障害支援センター：豊島区南大塚 2-36-2 西部障害支援センター：豊島区千早 2-39-16（西部区民事務所内）
運 営	西部障害支援センターは平成 29 年度、東部障害支援センターは平成 30 年度より管理運営を委託。現在は、両センターとも、社会福祉法人豊芯会に委託しています。

43. 心身障害者福祉センター 障害福祉課

在宅の障害者の福祉の増進を図るため、各種の相談に応じるとともに、社会生活への適応を高めること。また、教養の向上、スポーツ・レクリエーション、施設提供等の事

業を行い、障害者の地域における自立生活を支援することを目的とする施設です。

【 心身障害者福祉センターの概要 】

所 在 地	豊島区目白 5-18-8 電話 3953-2811 FAX 3953-9441 (心身障害者福祉センター・目白福祉作業所・目白生活実習所・・・合築施設)
規 模	敷 地 面 積 2,847.36 m ² 建 物 構 造 鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階 建 物 面 積 延 3,893.082 m ² (心身障害者福祉センター部分 1,688.47 m ²) 着 工 ・ 竣 工 着工：昭和56.4 竣工：昭和57.3 大規模改修：平成30.7
開 設 年 月 日	昭和57年 4 月 1 日
利 用 対 象 者	区内居住の障害者、その保護者、関係団体、ボランティア
利 用 時 間 休 館 日	利用時間：月～金曜日の午前 8 時30分から午後 5 時まで 休 館 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※ 会議室、調理実習室、音楽室は、月～土の日中・夜間の貸し出しをする。 ※ 日曜日・祝日は、日中のみ貸し出し。なお、障害者団体登録のうえ、利用申請により利用可

(1) 身体障害者福祉センターB型

身体障害者福祉法に定める在宅の身体障害者の相談や、福祉事業を実施しています。

＜相談事業＞

障害者やその家族からの相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関への連絡、紹介等を行います。

【 相談状況 】

年度	訪問 件	リハビリ・住宅・福祉用具等 件	サービス関連 件	その他 件	計 件
2	9	36	55	141	241
3	17	33	55	211	316
4	13	71	83	776	943
5	43	86	162	795	1,086
6	50	922	127	853	1,952

＜福祉事業＞

〔事業開始：昭和57年4月〕

在宅障害者の方の自立と社会参加を促進するために、地域交流を含めた各種の福祉事業を提供しています。

① 各種教室

在宅障害者を対象に、創作・スポーツ・レクリエーション等の教室を通じて、趣味の拡大・健康の増進をはかります。

② 地域交流事業

地元町会・住民の方と盆踊り大会・もちつき大会を行い交流しています。

③ 重度心身障害者「土曜余暇教室」

〔事業開始：平成9年5月〕

18～65歳未満の重度心身障害者を対象に、毎月第3土曜日を利用した余暇事業を実施し、重度心身障害者の生活圏の拡大と社会参加を促進しています。

④ 手話講習会

ボランティア育成及び手話通訳者の養成のために開催しています。

【福祉事業実施状況】

年度	各種教室		盆踊り大会	もちつき大会	土曜余暇教室			手話講習会(延べ人数)		
	回数	延人数	参加人数		登録者	延人数	スタッフ等延人数	入門コース	応用コース	専門コース
	回	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2	中止		中止	13	34	68	25	30	31	中止
3	中止		中止	中止	12	71	92	345	203	192
4	3	9	中止	266	11	127	175	1,404	682	509
5	0	0	500	200	10	115	173	1,724	1,245	455
6	0	0	550	205	13	137	191	1,256	1,357	366

※平成29年7月～平成30年8月まで仮施設での運営

(2) 自立訓練（機能訓練）事業

〔事業開始：平成21年4月〕

障害者総合支援法に定める自立訓練（機能訓練）を実施しています。

ケガや病気などによる65歳未満の障害のある方が、家庭や地域で生活を送るために必要な機能訓練や社会参加に向けたプログラムを提供しています。

【自立訓練事業実施状況】

年度	年間登録者数	機能訓練	作業訓練	言語訓練	生活リハ	訪問	計	給食	送迎
	人	件	件	件	件	件	件	件	件
元	11	179	344	144	151	3	832	230	521
2	7	334	471	204	241	2	1,252	340	797
3	8	205	235	113	116	2	671	167	279
4	9	509	495	357	302	1	1,664	354	610
5	5	223	298	179	117	1	818	182	328
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【自立訓練等事業相談状況】

年度	訓練	福祉用具	他機関調整	医療相談 (リハビリ医)	評価	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件
元	114	14	26	28	18	208	408
2	71	11	16	34	24	81	237
3	99	8	33	23	23	121	307
4	27	24	77	37	24	319	508
5	53	12	16	29	10	240	360
6	0	8	108	41	0	422	579

令和6年度は新規事業実施に向け、利用者のニーズ把握、専門職との事業内容の協議を実施

(3) 高次脳機能障害者支援事業

〔事業開始：平成21年4月〕

高次脳機能障害のある方やご家族、支援者の方々に、相談や講演会・セミナー等を通じて問題解決への支援を行っています。

また、医療機関や行政・サービス事業所などとの連携を図るため、関係機関連絡会を組織して情報交換や勉強会・検討会を行っています。

【 高次脳機能障害者支援事業実施状況 】

年度	専門相談 (専門相談員) 件	一般相談 件	講演会 名	連絡会 名
2	18	110	118	49
3	24	202	39	27
4	17	250	55	38
5	23	235	147	32
6	22	525	38	48

※講演会には出前講座参加人数を含む

(4) 地域活動支援センター

〔事業開始：平成18年10月〕

障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業として実施しています。

ケガや病気などによる65歳未満の身体障害の方に、創作・余暇・スポーツなどの各種活動や、外出の機会を提供し、充実した在宅生活が送れるよう支援しています

【 活動状況 】

年度	活動参加者 延人数	給食 名	送迎 名
2	119	36	72
3	131	41	82
4	80	34	68
5	74	57	114
6	108	0	80

(5) 障害者入浴サービス事業

〔施設入浴事業開始：平成5年10月〕

〔訪問入浴事業開始：昭和53年6月〕

家庭での入浴が困難な65歳未満の心身障害者に入浴の機会を提供し健康保持を図ります。

地域生活支援事業での訪問入浴と、区単独事業でセンターでの機械入浴・介助入浴とがあります。また、必要な方には送迎サービスがあります。

【 障害者入浴サービス事業利用状況 】

年度	機械入浴		介助入浴		訪問入浴	
	開設日数 日	利用者数 延人数	開設日数 日	利用者数 延人数	開設日数 日	利用者数 延人数
2	102	120	102	99	300	493
3	103	141	103	50	223	475
4	102	142	50	50	155	359
5	124	156	43	43	177	458
6	151	192	0	0	169	488

(6) 施設提供事業

〔事業開始：昭和57年4月〕

障害者とその家族及び関係する団体やボランティア等に
会議室・調理室・音楽室等を自主的な活動の場として提供
しています。

【 施設の利用状況 】

	会議室		音楽室		調理室		屋上	
年度	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
	件	人	件	人	件	人	件	人
2	182	2,041	貸出休止	貸出休止	132	836	16	211
3	314	3,108	貸出休止		貸出休止		62	380
4	558	6,659	43	331	0	0	29	194
5	577	8,094	43	410	1	37	64	456
6	665	10,201	44	379	14	110	65	461

※平成29年7月より平成30年8月まで仮施設で運営。

(7) 基幹相談支援センター事業

〔事業開始：平成24年10月〕

区内の中核的な役割を持つ地域の相談支援の拠点とし
て、総合的な相談業務を実践するほか、区内相談支援事業

所との連絡会等を実施します。

基幹相談支援センターは、障害者虐待防止センターを内
包して事業実施しています。

【 事業実施状況 】

年度	講演会・研修会	連絡会	心理相談(中途障害)	事業所相談	事例検討会	個別支援会議
	回	回	件	件	件	件
2	1	1	9			
3	2	3	6	26		
4	3	2	9	25		
5	3	4	7	52		
6	4	2	13	60	8	9

令和6年度より「事例検討会」及び「個別支援会議」を開始

(8) 失語症の人のコミュニケーション支援事業

〔事業開始：令和2年4月〕

区内の失語症の人が参加している区内の活動団体に、
地域での自立生活及び社生活を促すことを目的にコミュニ

ケーション支援者（言語聴覚士、都の実施する養成講習
修了者、失語症会話パートナー）を無料で派遣していま
す。

【 事業実施状況 】

年度	登録団体数	登録支援者数	派遣回数	派遣延べ人数
	団体	人	回	人
2	3	16	15	75
3	3	16	24	110
4	3	16	50	398
5	3	14	54	217
6	3	14	51	200

44. 目白福祉作業所 障害福祉課

知的障害者等で就職が困難な方に、就業に必要な作業の支援・社会活動・健康管理などの生活支援をすることを目的とした通所施設です。

平成21年4月より「就労継続支援B型」に移行し、令和2年4月より「就労継続支援B型」、「生活介護」の多機能型事業所に移行しています。

【 目白福祉作業所の概要 】

所在地	豊島区目白 5-18-8 (心身障害者福祉センター内)
施設規模	心身障害者福祉センター 1・2階部分 603.08 m ² (専用面積)
開設年月日	昭和57年4月1日
利用対象者	「障害福祉サービス受給証 (就労継続支援B型等)」をお持ちの方。 単独通所が可能で基本的生活動作が自立している方。 作業能力があるか、または期待できる方。※令和2年度より多機能型へ移行。
定員	60名 (就労継続支援B型 45名、生活介護 15名)
運営	平成22年4月1日より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

(1) 事業の内容

〔事業開始：昭和57年4月〕

① 作業支援

○清掃作業

心身障害者福祉センターや近隣マンションの清掃を通して、感染防止と衛生管理の意識をもった清掃に取り組んでいます。

○受注作業

民間企業や豊島区からの受託加工作業を通して、障害の状況に応じた分業、環境整備による合理的配慮を行い、多くの作業に携われるようにしています。

○自主生産品

ノートブック、付箋、手芸商品などの製作販売を行っています。

【 工賃の支払い状況 】 (令和5年度)

<就労継続支援B型>

在籍数	実働延人員	支払工賃総額	1人当たり 平均月額工賃
30人	372人	5,630,632円	18,920円

<生活介護>

在籍数	実働延人員	支払工賃総額	1人当たり 平均月額工賃
14人	171人	790,402円	4,644円

② 生活支援

自立した社会生活を送るうえで必要な能力の獲得、生活の質 (QOL) の向上の手助けとなるよう支援します。日常生活活動・社会参加・健康管理などの個別援助、調理実習、余暇活動、自治会活動などの支援を行っています。

また、利用者の豊かなパーソナリティを育成し、充実した生活を送るための余暇支援や健康増進に取り組むクラブ活動、アトリエ活動などを行っています。

③ 行事

利用者の社会性の向上や地域交流を図るため、グループ外出、宿泊旅行、成人を祝う会、季節行事などを実施しています。

④ 利用者の福利厚生

利用者に対して、交通費の支給、給食、定期健康診断、内科検診、こころの相談などを行っています。

(2) 施設の内容

作業室、更衣室、倉庫、その他

<他施設と共用>

事務室、食堂、相談室、調理実習室、屋上、その他

【 利用者の在籍及び入退所状況 】

(令和6年度末)

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
0人	3人	44人	241日	8,813人	83.2%

【 利用者の入所前の状況 】 (令和6年度末)

就学	就労	在宅	通所施設	入所施設	その他	計
15人	5人	6人	3人	1人	14人	44人

【 利用者の退所後の状況 】

(令和6年度末)

就職	就労支援施設	在宅	通所施設	入所施設	死亡	その他	計
0人	0人	0人	2人	0人	0人	1人	3人

【 利用者の就学状況 】

(令和6年度末)

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			高校	その他	計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校			
0人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	38人	2人	2人	44人

【 利用者の障害別状況 】

(令和6年度末)

障害の状況		身体障害者手帳							愛の手帳のみ	精神保健福祉手帳		計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	未判定		1級	2級	
愛の手帳	1度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	2度	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
	3度	2	2	1	1	0	2	0	16	0	1	25
	4度	0	2	0	0	1	0	0	8	1	1	13
	未判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身障手帳のみ		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計		2	5	1	1	1	2	0	29	1	2	44

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】

(令和6年度末)

年齢	18～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	計
男	0人	1人	8人	3人	1人	3人	4人	4人	1人	0人	2人	27人
女	0	0	1	2	2	2	3	2	2	0	3	17
計	0	1	9	5	3	5	7	6	3	0	5	44

45. 目白生活実習所

障害福祉課

区内に在住の知的障害者等に、生活や作業などの様々な活動を通じて、地域生活の充実を図ることを目的とする通所施設です。

平成21年4月より「生活介護」に移行しています。

令和2年4月より医療的ケアが必要な方の受け入れを開始しています。

令和4年4月1日より目白生活実習所分室ぶらすを開所しました。

【 目白生活実習所の概要 】

所在地	豊島区目白5-18-8（心身障害者福祉センター内）
施設規模	心身障害者福祉センター1・2・3階部分 884.53㎡（専用面積）
開設年月日	昭和45年11月20日（昭和52年6月1日 駒込より現在地に移転）
利用対象者	「障害福祉サービス受給証（生活介護）」をお持ちの方。
定員	65名（内分室10名）（令和4年4月1日～）
運営	平成22年4月1日より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

(1) 事業の内容

① 生活支援

利用者が豊かな日常生活・社会生活を送るために必要な能力の維持・向上を目指し支援を行います。その他にも、トイレ介助、食事介助、バイタルチェック等を実施し、利用者一人ひとりの健康管理を行います。

また、専門職（PT、OT、ST、フットケア）と連携して利用者の心身の健康維持に努めています。

② 作業支援

<受注作業>

地域の企業と連携し、割箸の袋入れを行っています。また、アルミ缶を回収し、つぶした缶を近くの企業に買い取ってもらっています。

<自主生産品>

紙すき、原画缶バッジ等のオリジナル商品作りを行っています。また、アトリエ活動や講師を招いてのワークショップを開催し、自己表現ができる場を作っています。

③ 行事

宿泊、外出、成人を祝う会、季節行事などを行っています。

(2) 施設の内容

実習室、更衣室、洗濯実習室、その他

<他施設と共用>

事務室、食堂、相談室、調理実習室、音楽室、その他

【利用者の在籍及び入退所状況】

(令和6年度末)

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
1人	3人	45人	243日	9,069人	68.6%

【利用者の入所前の状況】(令和6年度末)

【利用者の退所後の状況】

(令和6年度末)

就学	在宅	通所施設	その他	計	就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
31人	1人	10人	3人	45人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	1人	3人

【利用者の就学状況】

(令和6年度末)

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校	
0人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	43人	45人

【利用者の障害別状況】

(令和6年度末)

障害の状況		身体障害者手帳						愛の手帳のみ	精神保健福祉手帳	計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		2級	
愛の手帳	1度	2人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	3人
	2度	5人	2人	3人	0人	0人	0人	19人	0人	29人
	3度	3人	0人	0人	0人	0人	0人	6人	1人	10人
	4度	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
	未判定	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
身障手帳のみ		1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
計		13人	2人	3人	0人	0人	0人	26人	1人	45人

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】

(令和6年度末)

年齢	18～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	0	2	6	5	6	3	2	1	2	0	0	27
女	0	2	3	2	2	2	2	2	0	1	1	18
計	0	4	9	7	8	5	4	3	2	1	1	45

46. 目白生活実習所分室

障害福祉課

区内に在住の医療的ケアが必要な知的障害者等に、生活や作業などの様々な活動を通じて、地域生活の充実を図ることを目的とする通所施設です。

令和4年4月より目白生活実習所分室ぷらすを開所し、医療的ケアが必要な利用者の方を中心に受け入れています。

【 目白生活実習所分室の概要 】

所在地	豊島区上池袋2-5-1 健康プラザとしま2階
施設規模	健康プラザとしま2階816.03㎡(専用面積)
開設年月日	令和4年4月1日
利用対象者	「障害福祉サービス受給証(生活介護)」をお持ちの方。
定員	10名
運営	開設より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

(1) 事業の内容

① 生活支援

利用者が豊かな日常生活・社会生活を送るために必要な能力の維持・向上を目指し支援を行います。「豊島区立障害者福祉施設における医療的ケア実施要綱」に沿って、看護師が医療的ケアを実施しています。その他にも、入浴介助、機能訓練、トイレ介助、食事介助、バイタルチェック等を実施し、利用者一人ひとりの健康管理を行います。

② 作業支援

創作活動を中心として、利用者一人ひとりの能力が発揮できるよう工夫しながら物作りを行っています。

<自主生産品>

紙吹雪や絵画等のオリジナル商品や作品作りを行っています

ます。また、アトリエ活動や講師を招いてのワークショップを開催し、自己表現ができる場を作っています。

③ 行事

宿泊、外出、成人を祝う会、季節行事などを行っています。

(2) 施設の内容

活動室、食堂、多目的室、医務室、入浴室、事務室、相談室、その他

<他施設と共用(本園の環境も含む)>

調理実習室、音楽室、その他

【 利用者の在籍及び入退所状況 】

(令和6年度末)

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
0人	0人	9人	243日	1,597人	73.0%

【 利用者の入所前の状況 】(令和5年度末)

就学	在宅	通所施設	その他	計
7人	0人	2人	0人	9人

【 利用者の退所後の状況 】

(令和6年度末)

就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【 利用者の就学状況 】

(令和6年度末)

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校	
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	9人	9人

【 利用者の障害別状況 】

(令和6年度末)

障害の状況		身体障害者手帳						愛の手帳 のみ	精神保健福 祉手帳	計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		2級	
愛の手帳	1度	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
	2度	2人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	4人
	3度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	4度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	未判定	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
身障手帳のみ		3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	3人
計		7人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	9人

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】

(令和6年度末)

年齢	18～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	56～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	計
男	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
女	0人	5人	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	7人
計	0人	6人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	9人

47. 駒込施設

障害福祉課

区内に在住の障害者に、社会活動や生活に必要なサービスを提供し、自立を支援することを目的とする通所施設です。

【 駒込施設の概要 】

所在地		豊島区駒込 4-7-1 電話 3910-2301 FAX 3910-2770 (駒込福祉作業所・駒込生活実習所 合築施設)
規模	敷地面積	908.49 m ²
	建物構造	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階建
	建物面積	延 2,030.90 m ²
	着工・竣工	着工：昭和63.10 竣工：平成2.2 改修：令和元年.8
開設年月日		平成2年4月1日
利用対象者		区内在住の障害者等（会議室は一般の方も利用できます）
利用時間 休館日		利用時間：月～金曜日の午前9時から午後5時まで 休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ※ 会議室の利用時間 平日（17：30～21：30）、土曜日（9：00～21：30）、日曜日（9：00～17：00）
運営		平成20年4月1日より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

48. 駒込福祉作業所

障害福祉課

知的障害者等で就職が困難な方に、就職支援のほか作業活動や社会活動、健康管理の支援をすることを目的とした通所施設です。

平成21年4月より「就労移行支援」「就労継続支援B型」に移行しています。

【 駒込福祉作業所の概要 】

所在地	豊島区駒込 4-7-1
施設規模	駒込福祉作業所専用部分 565.08 m ² 共用部分 1,033.35 m ²
開設年月日	平成2年4月1日
利用対象者	就労継続支援B型事業：「障害福祉サービス受給者証（就労継続支援B型）をお持ちの方。 就労移行支援事業の利用が終了した方。 企業への就労が困難な方。
定員	50名

(1) 事業の内容

〔事業開始：平成2年4月〕

① 作業支援

利用者に適した作業種目を導入し、作業意欲、自主性と責任感、規律と協調性、集中力と持続性、創意工夫など、一人ひとりに合わせて能力の伸長をはかります。

作業は一般企業から受託した軽作業の他、チョコレート製造・販売や喫茶店での作業、自主生産品づくりを行っています。

利用者に対する工賃の支給は、工賃支払要綱に基づいて支払います。

② 生活支援

社会の一員として、日常生活が円滑に行えるよう、基本的生活習慣、社会適応能力、健康管理など、個別支援計画を作成し、支援を行っています。また、就職を希望する方に面接会、実習への参加などの就労支援を行っています。また、利用者の豊かなパーソナリティを育成し、充実した地域生活を送るための楽しみや潤いを大切にしたクラブ活動を行っています。

③ 行事

利用者の社会性の向上や地域交流を図るため、一泊旅行、グループ外出、駒込まつりなどを行っています。

④ 利用者の福利厚生

利用者に対して、交通費の支給、給食、健康管理などを行っています。

(2) 施設の内容

作業室、更衣室、倉庫、その他

【 工賃の支払い状況 】

(令和6年度)

在籍数	実働延人員	支払工賃総額	1人当たり 平均月額工賃
35人	6,781人	10,070,076円	29,700円

<他施設と共用>

事務室、食堂、調理実習室、その他

【 利用者の在籍及び入退所状況 】

(令和6年度末)

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
0人	2人	35人	240日	6,781人	77.9%

【 利用者の入所前の状況 】(令和5年度末)

就学	在宅	通所施設	入所施設	その他	計
18人	6人	3人	1人	7人	35人

【 利用者の退所後の状況 】

(令和6年度末)

就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	2人

【 利用者の就学状況 】

(令和6年度末)

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			高校	その他	計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校			
0人	0人	0人	0人	3人	0人	0人	31人	1人	0人	35人

【 利用者の障害別状況 】

(令和6年度末)

障害の状況		身体障害者手帳							愛の手帳のみ	計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	未判定		
愛の手帳	1 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 度	0	0	0	1	0	0	0	7	8
	3 度	0	0	0	0	0	0	0	17	17
	4 度	0	0	0	0	0	0	0	10	10
	未判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身障手帳のみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	1	0	0	0	34	35

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】

(令和6年度末)

年齢	18～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	計
男	0	2	2	2	1	0	4	2	1	3	0	17
女	0	0	0	2	2	1	2	5	4	1	1	18
計	0	2	2	4	3	1	6	7	5	3	1	35

49. 駒込生活実習所

障害福祉課

区内に在住の知的障害者等に、地域生活充実のため、創作、作業活動、リハビリ、社会活動のほか、健康管理の支

援をすることを目的とする通所施設です。

平成21年4月より「生活介護」に移行しています。

【 駒込生活実習所の概要 】

所 在 地	豊島区駒込 4-7-1
施 設 規 模	駒込生活実習所専用部分 432.47 m ² 共用部分 1,033.35 m ²
開 設 年 月 日	平成2年4月1日
利 用 対 象 者	「障害福祉サービス受給者証（生活介護）をお持ちの方。
定 員	40 名

(1) 事業の内容

① 生活支援

食事、衣服の着脱、排泄など、身辺自立のための基本的な日常生活習慣を身につけるための支援を行っています。

また、一人ひとりの状態に合わせ、健康管理、リハビリ、個別活動などを行っています。

② 作業支援

割箸の袋入れなど軽作業や、革工芸、ビーズなどの作業支援を行っています。

③ 行事

宿泊、グループ外出、駒込まつりなど、季節毎の行事、調理、クラブ活動、施設交流会を行っています。

(2) 施設の内容

実習室、多目的室、更衣室、その他

<他施設と共用>

事務室、食堂、洗濯実習室、相談室、その他

【 利用者の在籍及び入退所状況 】

(令和6年度末)

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
2 人	2 人	38 人	243 日	7,711 人	79.3%

【 利用者の入所前の状況 】（令和 5 年度末）

就学	在宅	通所施設	入所施設	その他	計
29 人	3 人	6 人	0 人	0 人	38 人

【 利用者の退所後の状況 】

（令和 6 年度末）

就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	2 人

【 利用者の就学状況 】

（令和 6 年度末）

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			高校	大学	計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校			
2 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	33 人	1 人	0 人	38 人

【 利用者の障害別状況 】

（令和 6 年度末）

障害の状況		身体障害者手帳							愛の手帳のみ	計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	未判定		
愛の手帳	1 度	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3 人
	2 度	6 人	4 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人	14 人	26 人
	3 度	0 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	3 人
	4 度	3 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	5 人
	未判定	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
身障手帳のみ		1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
計		11 人	8 人	1 人	1 人	0 人	1 人	0 人	16 人	38 人

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】

（令和 6 年度末）

3	18～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	計
男	0 人	5 人	4 人	1 人	1 人	3 人	1 人	4 人	1 人	0 人	0 人	20 人
女	1 人	3 人	0 人	1 人	4 人	3 人	0 人	0 人	1 人	1 人	4 人	18 人
計	1 人	8 人	4 人	2 人	5 人	6 人	1 人	4 人	2 人	1 人	4 人	38 人

50. 駒込福祉作業所分室

障害福祉課

平成 30 年 4 月に、駒込福祉作業所の就労移行支援事業を池袋本町に移転しました。

就労サポート IKEHOON（イケホン）という愛称で、企

業等への就労を希望する障害のある方に製菓作業や事務作業を中心に、就労支援を行っています。利用者の契約終了に伴い、令和 6 年 6 月 1 日から事業を休止しています。

【 駒込福祉作業所分室の概要 】

所 在 地	豊島区池袋本町 1-6-12
施 設 規 模	複合施設 1 階：ほほえみクラブ（高齢者福祉課）211.91 m ² 2 階：駒込福祉作業所分室 200.44 m ²
開 設 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日
利 用 対 象 者	「障害福祉サービス受給者証（就労移行支援）をお持ちの方。企業への就労を希望する方。」
利 用 時 間 ・ 休 館 日	駒込施設に同じ
定 員	10 名
運 営	平成 30 年 4 月 1 日より社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に管理運営を委託しています。

※工賃、利用状況は駒込福祉作業所に含む。

【 利用者の在籍及び入退所状況 】

(令和6年度末)

入所者数	退所者数	在籍数	開所日数	出席延人数	出席率
0 人	1 人	0 人	42 日	2 人	4.76%

【 利用者の入所前の状況 】(令和5年度末)

【 利用者の退所後の状況 】

(令和5年度末)

就学	在宅	通所施設	入所施設	その他	計
1 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人

就職	在宅	通所施設	入所施設	入院	死亡	その他	計
0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

【 利用者の就学状況 】

(令和5年度末)

未就学	普通学級		特別支援学級		特別支援学校			高校	大学	計
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	高等学校			
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【 利用者の障害別状況 】

(令和6年度末)

障害の状況		身体障害者手帳							愛の手帳のみ	計
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	未判定		
愛の手帳	1 度	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	2 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未判定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身障手帳のみ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

【 利用者の性別・年齢階層別状況 】

(令和6年度末)

年齢	18～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上	計
男	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

51. 福祉ホームさくらんぼ

障害福祉課

〔事業開始：平成4年4月〕

心身障害者の方が保護者の高齢化・疾病などの理由で、就労または福祉作業所等への通所が困難となった場合に、住み慣れた地域で生活できるよう、自立助長のための日常生活の援護、支援を行う施設です。

(1) 運営方法

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会に管理運営を委託しています。

(2) 提供するサービス

- ① 長期自立援護
- ② 緊急一時保護（レスパイト含む）
- ③ 短期自立訓練

(3) 利用対象者

① 長期自立援護

豊島区に1年以上住所を有する15歳以上の愛の手帳所持者（心身障害者）で、日中の活動や就労の継続が可能な方。

② 緊急一時保護（レスパイト含む）

豊島区に住所を有する愛の手帳所持者（心身障害者）で、保護者の疾病、冠婚葬祭などの理由で、一時的に介護を必要とする方。また、福祉ホーム以外の施設に入所の措置を受けるまでの期間、一時的に介護を必要とする方。

③ 短期自立訓練

豊島区に住所を有する15歳以上の愛の手帳所持者（心身障害者）で、就労、作業所などの福祉施設に通所している方。

【福祉ホームさくらんぼの概要】

所在地	豊島区西池袋3-8-20 電話 5396-9581 FAX 5396-9105 ※大規模改修に伴い、令和7年10月から旧朝日中学校（西巣鴨4-9-1）に移転		
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建		
敷地面積	540.95 m ²		
建築延面積	852.17 m ²		
サービス内容	① 長期自立援護	② 緊急一時保護（レスパイト含む）	③ 短期自立訓練
定員	4名	4名	2名
利用期間	3年以内	年間7日（他の施設に入所待ちの場合は、最長3か月以内）	年間12日（最長3泊4日以内）
使用料	6万円を限度として収入に応じて徴収	1食 500円 ※令和7年10月から1食 600円	

【福祉ホームさくらんぼ利用状況】

年度	長期自立援護		緊急一時保護		短期自立訓練	
	延利用者数	延利用日数	延利用者数	延利用日数	延利用者数	延利用日数
元	48人	1,464日	165人	689日	594人	1,182日
2	34	952	99	496	431	836
3	48	1,460	92	421	483	888
4	47	1,404	133	354	536	1,006
5	45	1,297	163	434	559	1,080
6	42	1,224	188	330	553	1,055

52. 民間通所施設への運営費助成

障害福祉課

区では、民間の障害者通所施設に対して運営費の一部を助成しています。

【 運営費助成対象施設等 】

施設名	所在地	電話	備考
地域生活支援センター こ　　か　　げ	南大塚 3-32-9 西島ビル 4 階	(5958) 1990	地域活動支援センター I 型 平成 18 年 10 月～
雑　　司　　谷 デイサポートセンター	南池袋 3-7-8	(5958) 1176	地域活動支援センター II 型 平成 21 年 4 月～
地域活動支援センター そ　　よ　　か　　ぜ	南長崎 5-29-10 コーポ島忠 1F	(6908) 1679	地域活動支援センター III 型 平成 19 年 10 月～
ハートランドみのり	東池袋 2-18-7 恵安ビル 2F	(5928) 1920	地域活動支援センター III 型 平成 20 年 4 月～
麦　　の　　家	上池袋 3-16-20 アジュール北池 1 F	(3576) 6332	地域活動支援センター III 型 平成 20 年 4 月～
地域活動支援センター フ　　レ　　ン　　ド	長崎 1-1-17 百瀬ビル	(6318) 6193	地域活動支援センター III 型 平成 20 年 4 月～
ガ　　ー　　デ　　ニ　　ン　　グ	南長崎 5-26-13 熊谷ビル 2 F	(6908) 0285	地域活動支援センター III 型 平成 20 年 4 月～
あとリエ　ゆうかり	千早 2-29-6	(3554) 8284	地域活動支援センター III 型 平成 20 年 10 月～
サ　　ン　　ハ　　ウ　　ス	千川 2-37-6 山口ビル 1 F	(3972) 2375	地域活動支援センター III 型 平成 21 年 4 月～
ハートランドひだまり	北大塚 3-34-7	(3915) 9051	地域活動支援センター III 型 平成 22 年 4 月～
ポ　　シ　　ェ　　ッ　　ト	南長崎 6-34-7 風の樹ビル	(3950) 2075	生活介護 平成 19 年 1 月～
A　　O　　L　　A (旧：あおぞら作業所※)	南長崎 5-11-4 ユービハイツ 1 階	(6908) 1919	就労継続支援 B 型 平成 19 年 10 月～
豊　　忠　　会 ジョブトレーニング事業所	北大塚 3-34-7	(3915) 9002	就労移行、就労継続支援 A・B 型 平成 20 年 1 月～
共　同　作　業　所　オ　ー　ク	池袋 2-53-13 ルート池袋第 2 ビル 4・5・6F	(5992) 8287	就労継続支援 B 型 平成 20 年 4 月～
自　立　支　援　セ　ン　タ　ー ま　め　の　樹	東池袋 5-7-1 DRS 第 3 ビル 1 階	(5927) 9207	就労継続支援 A・B 型 平成 19 年 4 月～
い　け　ぶ　く　ろ　茜　の　里	池袋 4-15-10	(5960) 5231	就労継続支援 B 型 平成 21 年 4 月～
さら就労塾@ぼればれ／ 池　　袋	南池袋 2-30-7 サトービル 2F	(5944) 9123	就労移行 平成 21 年 12 月～
み　つ　ば　ち　ブ　ン　ブ　ン	南長崎 6-34-13 風の樹ビル 2 号館	(3954) 0839	就労継続支援 B 型 平成 23 年 4 月～
マイファーム	東池袋 2-18-7 恵安ビル 3F	(6812) 1358	自立訓練（生活訓練）、生活介護 平成 25 年 4 月～
こ　　の　　は　　の　　家	南長崎 5-18-7 コーポ藤 102	(6850) 3019	就労継続支援 B 型 平成 26 年 4 月～
ル　　・　　ピ　　ュ　　ル	長崎 1-18-9　阿部ビル	(6905) 8005	就労継続支援 B 型 平成 29 年 12 月～
こ　み　っ　と　プ　レ　イ　ス	南池袋 4-10-5　1F	(6903) 1355	就労継続支援 B 型 平成 30 年 5 月～
ふれあいファクトリー	南池袋 2-45-1　4F	(3980) 5020	就労継続支援 A・B 型 平成 30 年 7 月～
就労継続支援 B 型 B a s e　C a m p	要町 3-22-10 星野館ビル 401	(5926) 7418	就労継続支援 B 型 平成 30 年 9 月～

※令和 5 年 12 月に「AOLA」名称変更